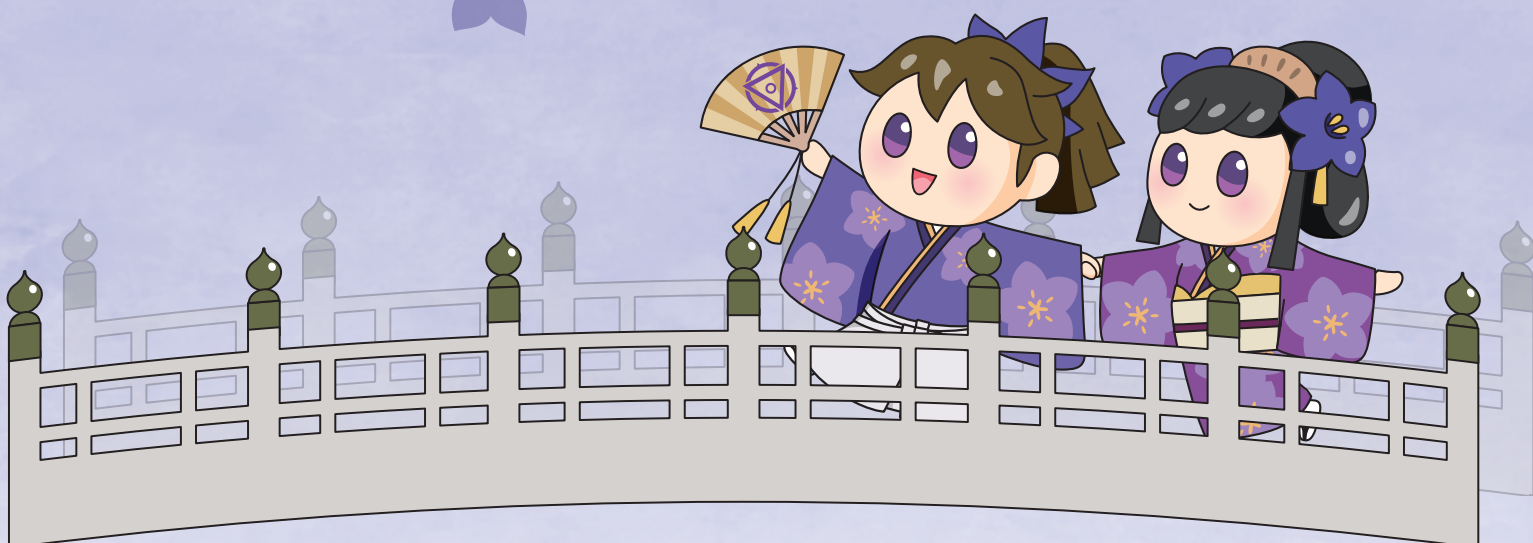


THE ANNUAL REPORTS OF ACTIVITIES

2026

京都信用保証協会
レポート



あなたの企業の一員に
 京都信用保証協会



理事長 橋本 幸三

ごあいさつ

平素は、京都信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

このたび、令和7年度の事業活動及び令和8年度の事業計画等についてご報告するディスクロージャー誌「京都信用保証協会レポート2026」を作成いたしました。本誌を通じて、当協会の業務内容や取組みについて、ご理解を深めていただく一助となれば幸いに存じます。

京都府内の経済情勢は、インバウンド需要が牽引する観光関連産業等に支えられ、緩やかに回復しているものの、国際情勢の緊迫化等の懸念材料により、先行きが不透明な状況です。とりわけ中小企業者等を取り巻く環境は、金利上昇による借入コストの増加に加え、慢性的な人手不足や事業承継の課題、さらに原材料・エネルギー価格の高騰、為替変動等の様々な要因が重なり、依然として厳しい状況にあります。

こうした状況を受けて当協会は、府内中小企業者等に対して、各種保証制度を活用した積極的な金融支援や経営支援に取り組んでいます。金融支援では、「事業者選択型経営者保証非提供制度」を活用し、経営者保証に依存しない融資慣行の取組みを進めております。また、「協調支援型特別保証制度」を通じて、金融機関のローパー融資と保証付き融資を組み合わせること等により、金融仲介機能の一層の強化を図り、多岐にわたる経営課題解決への取組みを後押ししているところです。経営支援においては、専門家派遣事業を活用するとともに、当協会が組成したプッシュ型の経営支援体制「新たな創造をめざす経営支援ネットワーク」により、地元金融機関、商工団体との役割分担のもと、中小企業者等の個々の実情に応じた支援を協働して実施しました。また、関係機関と連携した後継者支援プログラム「京都アトツギゼミ」を開催し、後継者が家業の経営資源を活用し、新たな事業を創出する後継者コミュニティづくりを主体的に展開しました。

今後とも、信用保証制度を通じた金融支援の迅速・円滑化や、早期の経営改善や事業再生への対応に努めるとともに、金融と経営の一体型支援事業等において強化してきた自治体・金融機関・経済関係団体との連携をより一層深化させ、中小企業者等の経営の安定及び持続的な発展を支える役割を果たしてまいります。

役職員一丸となって「金融と経営の総合支援サービス機関」として、京都の地域経済の発展にさらに寄与してまいりますので、引き続きご支援とご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和8年8月

目次

経営理念	1
協会の概要	2
中期事業計画・年度経営計画・協会八策	3
当協会の主な取組み	8
信用保証の実績	16
令和7年度事業報告	26
信用補完制度	31
信用保証の概要	33
コンプライアンス態勢	44
役員構成	48
組織機構図	49
本所・支所のご案内	50

経営理念

1 中小企業金融の円滑化

京都信用保証協会は、中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、中小企業の経営基盤の安定強化に寄与するため、中小企業金融の円滑化に努めます。

2 健全な業務運営と経営基盤の確立

京都信用保証協会は、「公平・平等・公正」を業務の基本とし、健全な業務運営を行うとともに、自らの経営の合理化・効率化に努め経営基盤の確立を図ります。

3 社会的責任と公共的使命

京都信用保証協会は、信用保証を通じ府内中小企業の経営基盤の安定と強化ならびに事業の発展に寄与し、豊かな伝統と文化に支えられた京都の産業振興と経済発展に貢献すべき公共的使命があり、その社会的責任を果たすべく日々努力をいたします。

概 要

令和 8 年 3 月 31 日 現在

名 称	京都信用保証協会		
設 立 認 可	昭和14年8月1日		
根 拠 法 律	信用保証協会法		
役 員 構 成	京都府・京都市・府下市町村の代表者、金融機関の代表者、業界団体の代表者等		
所 在 地	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター 5階		
基 本 財 産	706億円 〈内訳〉		
	基 金	77億円	
	基金準備金	629億円	
利用企業者数	31,898企業（府内中小企業者の約43%）		
事 業 規 模	保証承諾額（令和7年度）	7,898件 1,273億円	
	保証債務残高	60,589件 8,647億円	
役 職 員 数	常勤役員	5名(非常勤役員16名)	
	職 員	157名	

創立からのあゆみ

昭和14年	4月27日	社団法人京都信用保証協会設立総会開催
昭和14年	8月 1日	社団法人京都信用保証協会設立認可
昭和14年	8月31日	社団法人京都信用保証協会設立登記完了
昭和14年	9月 6日	業務開始
		所在地 京都市下京区四条通東洞院西入長刀鉾町33 富国会館内
昭和25年	3月25日	本所事務所移転
		所在地 京都市中京区東洞院通錦小路下る阪東屋町657-2
昭和30年	7月26日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立認可
昭和30年	7月29日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立登記完了
昭和30年	8月 1日	本所事務所移転
		所在地 京都市中京区三条通高倉西入菱屋町51
昭和49年	9月 2日	本所事務所移転
		所在地 京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館内
昭和50年	3月	保証債務残高1,000億円突破
平成 9年	12月	保証債務残高5,000億円突破
平成21年	9月	保証債務残高1兆円突破
平成31年	2月12日	本所事務所移転
		所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター 5階
令和 元年	9月 6日	創立80周年を迎える
令和 3年	5月	保証債務残高1兆3,000億円突破

第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）

京都信用保証協会は、コロナ禍を乗り越えたものの世界情勢の悪化により物価高騰等の影響を受け、厳しい状況に置かれている中小企業者等の多様なニーズに的確に寄り添い、「金融と経営の総合支援サービス機関」として、資金繰り支援のみならず、これまで以上に事業再生・経営改善支援を一層進めていきます。

コンプライアンスの徹底及びガバナンスについては、強化を図るとともに、業務活動を通じSDGsの推進やグリーン社会の実現等の社会的課題の解決に貢献し、より信頼される保証協会を目指します。また、多様な人材の育成を進め、その能力の発揮による新たな価値創造につなげる等「ダイバーシティ（多様性）経営」を推進し、働きがいのある明るい職場環境づくりを進めるとともに、デジタル技術の活用や業務の見直し等により、業務生産性の向上、ひいては中小企業者等へのサービスの充実に努めます。

これらを令和6年度からの3か年における業務上の基本方針とし、次の4点を主要項目として取り組んでいきます。

1 中小企業者等の資金ニーズに応じた金融支援

2 中小企業者等のライフステージに応じた経営支援・成長支援

3 求償権関係者の実情に応じた組織的かつ効率的な債権管理

4 経営の質の向上及び経営基盤の強化

令和 8 年度経営計画

1 業務環境

(1) 京都府の景気動向

京都府の景気は、インバウンド需要が牽引する観光関連産業や、堅調な海外需要を背景とする輸出関連製造業に支えられ、一部に弱めの動きが見られるものの、緩やかに回復しています。製造業は、汎用・生産用・業務用機械は生産の増加が見られる一方、電子部品・デバイス分野は低水準で推移し、和装関連も低水準の生産が続いています。また、公共投資は、高水準で推移しており、個人消費は、一部に弱めの動きが見られるものの、緩やかに持ち直しており、雇用・所得環境も緩やかに改善しています。

今後の景気動向は、観光や輸出関連を中心に緩やかな回復が続く見通しですが、金利上昇による借入コスト増加に加え、物価高や人手不足、米国の通商政策等の動向などによる世界経済の減速等の懸念材料があり、府内情勢に与える影響を注視していく必要があります。

(2) 中小企業を取り巻く環境

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者等」という。）の経営環境は、原材料価格やエネルギー価格の高騰、為替変動の影響等が企業収益を圧迫し、十分な価格転嫁が困難な中小企業者等においては、財務体質の改善が進みにくい状況にあります。また、少子高齢化の進展に伴う深刻な人手不足、経営者の高齢化を背景とした事業承継問題、デジタル化の展開や脱炭素社会への移行など、社会・経済構造の変化への対応が求められる中、経営資源に制約のある中小企業者等にとっては、経営課題が一層複雑・高度化しています。

建設業や飲食業の倒産が多く、販売不振による倒産が原因の77%を占めています。新型コロナウイルス禍で膨らんだ負債に加え、上昇が続く原材料や人件費が追い打ちとなり、資金繰りに支障を来している中小企業者等においては、販売力の強化・収益力の改善のための経営改善・事業再生への緊急の取組みが求められています。

当協会においては、信用保証制度を通じた資金繰り支援の迅速化・円滑化により事業継続に必要な資金の供給に努めるとともに、自治体・金融機関・経済関係団体との連携を一層強化し、早期の経営改善や事業再生への対応により中小企業の経営の安定および持続的な発展を支える役割を的確に発揮していくことが求められています。

2 業務運営方針

深刻さを増す人手不足や米国関税、日中関係の不安定化など先行不透明な国際情勢や米国による為替変動リスク等外部環境の大きな変化は、中小企業者等において大きな懸念材料であり、引き続き必要な資金需要に応ずるため、条件変更等による個々の事情に応じた迅速な金融支援を行います。

また、金融と経営の一体型支援事業等において、強化してきた自治体・金融機関・経済関係団体との連携をさらに深化させ、厳しい環境にある中小企業者等に対して状況の変化の兆候を把握したプッシュ型の経営支援を地域の関係団体とともに展開し、中小企業者等の事業維持・成長力の源泉となる売上高や収益面での改善に向けた支援を展開していきます。

債権管理においては、期中管理部門と債権管理部門とが連携し、債務者・保証人（以下「求償権関係者」という。）の資産・収入状況などを含め実状を的確に把握し、必要に応じて、法的対応を迅速に行うなど、効率的な求償権の管理・回収に努めます。

加えて、多様な人材の確保・育成に努め、すべての職員が能力を発揮する企画提案型の組織づくりを推進します。

以上を踏まえ、令和8年度は、次の4項目を主要項目として取り組んで参ります。

(1) 金融と経営の総合支援サービスの推進

- ① 中小企業者等の多様なニーズに応ずるため、個々のライフステージ、資金ニーズや課題に対応した政策保証や金融機関との提携保証等の金融支援を行うとともに、地元金融機関と連携し効率的な保証審査を実践します。

- ② 地域における金融と経営の一体的支援の一層の充実を図るため、自治体・金融機関・商工会議所・商工会連合会等関連機関との連携の更なる深化を図ります。
- ③ 中小企業者等の状況変化の兆候を把握し、プッシュ型の経営支援を実施していくため、重点的に支援する経営支援対象先を抽出し、各支援機関との役割分担の上で、協働した経営支援を実施します。
- ④ 経営者の高齢化と後継者不足に対応するため、外部専門家を活用した事業承継計画策定等の支援や関係機関と連携した経営者相談や金融支援により、事業承継を促進するとともに、後継者間のコミュニティやネットワーク作りの場を提供します。
- ⑤ 新たな収益確保に向けた海外展開に課題を抱える中小企業者等に対し、各支援機関と連携して取組み、市場開拓を検討する中小企業者等に対しては海外販路開拓支援や海外現地でのテストマーケティング等を実施します。
- ⑥ 条件変更先企業や事故発生企業については早期の実態把握に努め、金融機関との緊密な連携により、事業再生支援や経営改善計画策定支援等、必要な支援を行うとともに、中小企業活性化協議会との連携の下、事業承継など効率的、抜本的な再生支援に努めます。

・売上高成長（増加）率 4.7～5.0%成長 ・EBITDAマージン（営業利益率） プラス圏域への改善
 ・EBITDA成長率 プラス成長 ・EBITDA有利子負債倍率 マイナスからプラスへの転換・15倍以内

（２）求償権関係者の状況に応じた適切な債権管理

- ① 期中管理部門等との連携を緊密にし、代位弁済前から求償権関係者の状況把握に努め、弁護士等の意見も踏まえ早期に回収方針を決定し、迅速に法的措置を行うなど、適切な回収手段を的確に講じます。
- ② 求償権関係者の実情を把握し、それぞれの生活状況・事業基盤に応じた弁済計画へのサポートに努めます。
- ③ 効率的な債権管理のため、回収見込みのない求償権は適切に管理事務停止を検討・実施します。

（３）経営基盤の強化

- ① デジタル活用による業務の効率化、休暇取得の促進等によって、仕事と生活のバランスを図り、すべての職員がやりがいをもって働ける職場環境を整備します。
- ② 多様な人材の確保、その育成に努めるとともに、職員がお互いを尊重しつつ、その能力を最大限に発揮できる組織を目指します。

（４）コンプライアンスの徹底

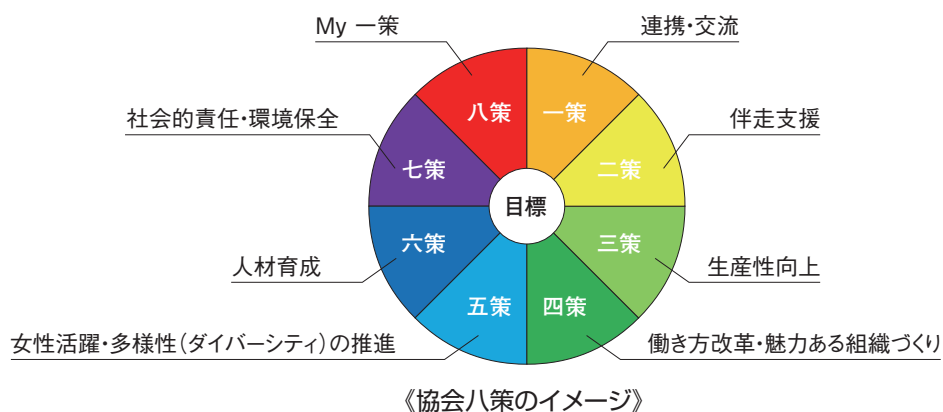
- ① 令和7年度に発生した職員による不祥事を踏まえ、組織としてのコンプライアンスの徹底を図るとともに、職員の気付きを組織全体のものとしてとらえ、迅速に対応できるよう組織風土の確立に努めます。
- ② 公的機関として、健全で透明性の高い業務運営のために、コンプライアンス態勢の充実・強化を図ります。

3 保証承諾等の見通し

令和8年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項 目	金 額	前年度計画比
保 証 承 諾	1,200億円	92.3%
保証債務残高	7,770億円	90.3%
代 位 弁 済	240億円	109.1%
回 収	28億円	103.7%

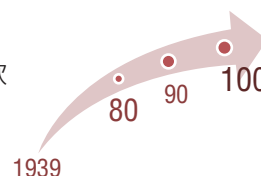
協会八策 ～創立100周年に向けた中長期的な基本指針～



当協会は、今後も社会や顧客にとって一層役立つ組織へと飛躍するべく、あるべき姿に向かって役員一同が進んでいくための中長期的な基本指針として、坂本龍馬作といわれる「船中八策」にちなんで、「協会八策」を令和2年3月に策定しました。

「協会八策」は、急激な少子高齢化の進展、本格的な人口減少、世界的な競争の激化、ICTの急速な発展・普及、地球環境問題（地球温暖化、プラスチックごみ対策等）など、日本社会全体がかつて経験したことのない大きな課題を抱えている状況の下、当協会が創立100周年を迎える際においても、京都の発展に寄与し、京都の地域経済に欠かせない重要な役割を担っている組織であるために、必要な改革を実行し、かつ、協会経営の基盤を強固にするためのものです。

なお、この「協会八策」は、社会経済情勢の変化に伴い、必要に応じて柔軟に見直すものとします。



I 目標（あるべき姿）

中小企業・小規模事業者が地域社会の中核として活躍し続けられるよう、当協会は「オール京都」の一員として、関係機関との連携を強化し、「金融と経営の総合支援サービス機関」としての役割を果たすとともに、京都の産業振興、イノベーションの創出や地域経済の発展に貢献します。

また、社会的責任を果たすため、常にSDGsを意識して行動します。そのために、職員全員がいきいきと暮らし、働きます。

II 基本指針（協会八策）

1 連携・交流

京都経済センター内の団体をはじめ、金融機関、関係機関等との連携・交流を更に強化し、オール京都でのプラットフォームを進化させます。

また、様々な企画、事業、ネットワークに参画し、新しい価値を生み出していきます。

2 伴走支援

常に「中小企業目線」を意識して、企業に寄り添い、悩みを共有し、知識、経験、情報、ネットワークを駆使して、一緒になって課題を解決する努力を惜しまず、企業のライフステージに応じた支援を実施します。

また、保証・経営支援に限らず、回収局面においても顧客の状況に応じた伴走支援等を行うとともに、地域創生に貢献します。

3 生産性向上

生産性の向上が不可欠であることを深く認識し、創意工夫を結集します。

とりわけ、AI時代の協会業務を見据えて、金融機関・関係機関との連携を図りながら業務のICT化を加速させるとともに、不断のBPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）によって生産性を高めます。生産性向上で生み出した経営資源を顧客サービスの充実に振り向けます。

4 働き方改革・魅力ある組織づくり

世代、部署、職位を越えた職員間の連携を深め、継承すべき組織文化や経験・ノウハウはこれからも共有・継承し、見直すべき働き方や風土は思い切って刷新するなど、全員がいきいきと成長できる新しい組織文化を築きあげます。

相互に忌憚のない意見を出し合える“風通しのよい明るい職場”で、仕事と生活が調和した魅力ある組織を作ります。

5 女性活躍・多様性（ダイバーシティ）の推進

女性職員の比率を高め、その活躍の場を拡大します。

また、男女、年齢を問わず、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにします。

知識経験、キャリア、ライフスタイルなどの異なる多様な人材の能力や発想、価値観を融合して、より質の高い企画提案とその実行や組織の活性化を図ります。

6 人材育成

職員の能力を最大限に発揮できる環境を整え、豊かな人間性を基礎に、“寄り添い力”を兼ね備えた、課題解決力を有する総合力のある人材を育成します。

併せて、法律、労務、税務、システム等高い専門性を有した人材を育成します。

7 社会的責任・環境保全

法令や社会規範等を遵守し、公正で透明性のある事業活動を通じて、顧客・関係機関・職員・社会からの信頼・期待に応え、社会的責任を果たします。

また、持続可能な社会を目指すオール京都の一員として、協会のあらゆる活動において環境への負荷低減に努めます。

8 わたしの一策 《My 一策》

一人ひとりが自分を成長させるための一策を加えます。

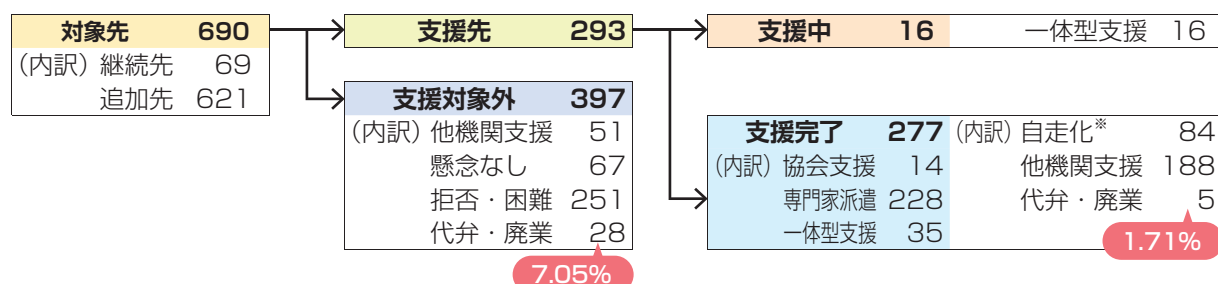
❖ 当協会の主な取組み

経営支援の取組み

多様化・複雑化する経営課題の解決に向け、オール京都体制で、中小企業者等に寄り添った経営支援に取り組んでいます。

○「新たな創造をめざす2025プロジェクト」の取組み

企業の経営破綻、休廃業を防ぐため、これまでの「ポストコロナ応援プロジェクト」（令和2年度から令和4年度）の内容を引き継ぎつつ、令和5年度からは、「新たな創造をめざすプロジェクト」に名称を変更し、円相場の変動や物価上昇など複合的な要因の影響を受けている事業者も支援の対象としています。令和7年度も引き続き、売上減少等の一定基準から抽出した690社を対象とし、積極的な経営支援に取り組んでいます。



※ 自走化とは、当協会が企業維持可能と判断しモニタリングを終了した先

○「新たな創造をめざす経営支援ネットワーク会議」の取組み

本会議は、当協会が事務局を務め、地域金融機関、商工団体で構成されるネットワーク会議として令和6年10月に組成されました。早めの対応による企業倒産、休廃業の抑制、さらには地域経済の維持・発展への寄与を目的としています。

令和7年8月と令和8年3月に、会議を開催し、「新たな創造をめざす2025プロジェクト」対象先の経営支援状況の共有を行う等、各々の役割に応じ、連携・協働した経営支援を実施しています。

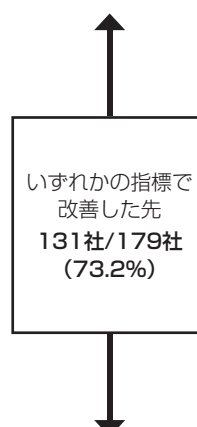


○アウトカム指標と達成状況

当協会では、効果的な経営支援を行っていくために、アウトカム指標と目標値を設定し、主体的な経営支援を実施しています。

「新たな創造をめざす2025プロジェクト」において、当協会による支援実施先293社のうち、支援後に決算を迎えた先179社の状況を分析しました。売上高向上や収益力改善の効果がみられ、特にEBITDAに改善が見られた先は112社（62.6%）、売上高とEBITDAのいずれかの指標で改善が認められた先は131社（73.2%）となりました。

経営改善支援の内容	アウトカム指標	目標値	達成状況
●売上高向上支援 キャッシュインを増やすための売上高の増加	●売上高成長（増加）率	4.7%～5.0%成長 (景気変動考慮)	達成 72社/179社 (40.2%)
●収益力強化支援 EBITDA（営業利益＋減価償却費）改善支援	●EBITDA成長率	プラス成長	改善 112社/179社 (62.6%)
	●EBITDAマージン（%） (営業利益率)	0% (プラス圏域への改善)	達成 86社/179社 (48.0%)
●財務健全化支援 収益力と借入金のバランスをみた財務健全化支援	●EBITDA有利子負債倍率	マイナスからプラスへの転換 15倍以内	達成 38社/179社 (21.2%)



○経営改善計画策定サポート（費用補助）

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善計画を策定された中小企業者を対象に、国の費用補助（3分の2、最大200万円）とは別に、計画策定費用の6分の1（最大20万円）を補助しています。

令和7年度は、18件、約353万円の費用補助を行いました。なお、平成25年の事業開始以降、765件、約1億2,461万円の費用補助を行いました。

【経営改善計画策定支援事業の実績】（単位：千円）

年度	件数	金額
令和3年度以前	698	112,281
令和4年度	12	1,696
令和5年度	14	2,429
令和6年度	23	4,672
令和7年度	18	3,529
創設累計	765	124,608

○京都バリューアップサポート

京都バリューアップサポートは、経営に悩みを抱える企業に対する無料の専門家派遣事業です。平成24年8月の開始から2,719社のお客様にご利用いただきました。

【京都バリューアップサポートの概要】

メニュー	派遣内容
フルサポート	専門家が深掘りしながら経営のアドバイスを実施 【派遣回数：最大5回】
ビジネスモデル再構築支援	ビジネスモデル再構築シートの作成を通じ、新たな価値創造モデルを外部専門家や経営者、従業員、協会職員等とともに検討
ワンデイサポート	事前面談でお伺いした経営の悩みに対し、専門家がピンポイントでアドバイス 【派遣回数：1回】
プラスサポート	ワンデイサポートやフルサポートを受けた企業に対し、再度専門家を派遣 【派遣回数：最大3回】
スーパーサポート	経営診断や専門家派遣後のモニタリング支援等について、専門家がアドバイスを実施 【派遣回数：最大12回】
プロジェクト型支援	複数の課題に対して複数の専門家を派遣
財務マネジメント強化（巡回型）	自社で財務管理を行うことが困難（人的資源不足、ノウハウ不足等）な先に対し、定期的な訪問・指導により、経営者において財務上のPDCAを回すことができるよう支援を行う
財務マネジメント強化（深掘支援型）	財務管理の観点から、業界平均との指標比較、部門別、取引先別の採算管理等による現状分析を実施したうえで、今後の戦略を策定する
（創業）チャレンジⅠ	創業予定者が作成した創業計画書のブラッシュアップを実施 【派遣回数：最大5回】
（創業）チャレンジⅡ	創業から3年間のモニタリングにより、事業が軌道に乗るようサポート 【派遣回数：6回程度（年2回程度）】
プロフェッショナル人材	京都府プロフェッショナル人材拠点と連携した副業人材による専門家派遣

【京都バリューアップサポートの完了実績】

メニュー	令和元年度以前	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
フルサポート	720	70	147	151	148	155	199	1,590
ワンデイサポート	298	16	28	20	13	35	18	428
プラスサポート	89	3	8	6	3	3	3	115
スーパーサポート	270	24	27	35	43	37	48	484
チャレンジ（Ⅰ・Ⅱ）	60	14	14	7	5	0	0	100
プロフェッショナル人材					1	0	1	2
合計	1,437	127	224	219	213	230	269	2,719

○「京都府金融・経営一体型支援体制強化事業」の取組み

令和3年度に京都府が創設した制度で、当協会、金融機関、商工会・商工会議所等、関係機関が府内のエリアごとに一体となった支援ネットワークを構築し、中小企業者等の事業継続を伴走支援しています。

当協会では、本事業を通じ各地域の商工会・商工会議所との連携を深め、地域特性に応じた共同支援を展開しています。

京都府内9か所のビジネスサポートセンターにおける令和7年度の支援企業数は、524社。うち当協会は、101社に参与しました。

【各ビジネスサポートセンターの実績】

ビジネスサポートセンター	取扱企業数	協会関与企業数
丹 後	44	21
舞鶴・綾部	84	7
福 知 山	45	5
南 丹	23	9
京 都	107	29
乙 訓	45	6
宇 城 久	90	7
山 城	53	5
相 楽	33	12
合 計	524	101

○「中小企業の課題別経営セミナー」の開催

令和7年10月に、「生産性向上」、「売上拡大」をテーマとして、「中小企業の課題別経営セミナー」を3日間に分けて、オンライン形式で開催し、累計160名の方にご参加いただきました。

「生産性向上」では『生成AI活用』、「売上拡大」では『インバウンド対策』、『SNS活用』について、それぞれの分野の実務に精通した中小企業診断士を講師にお招きし、中小企業の皆様が今後の事業戦略について考える機会を提供しました。



○海外展開支援

当協会では、中小企業・小規模事業者の海外展開に向けたテストマーケティングの機会を創出し、事業者のさらなる発展に寄与することを目的に海外展開支援に取り組んでいます。

《海外現地テストマーケティング事業》

令和8年1月24日から2月17日にかけて、フランス・パリにおける海外現地テストマーケティング事業を開催しました。現地マーケティング企業(SAS ENIS)が運営するショールームをレンタルし、当協会の経営支援先で海外展開を検討する10社の商品を展示・販売するとともに、出展前のコンサルティングや現地一般消費者へのアンケートを実施しました。

開催期間中に、トートバッグや小物入れなど約350点を販売しました。参加企業からは、日本国内との違いや海外販路の可能性を感じる機会となったとの声をいただきました。



《「高雄国際食品見本市」出展支援事業》

令和7年10月23日から26日にかけて、台湾南部における最大級の食品展覧会「高雄国際食品見本市」への出展を支援しました。出展ブース及び通訳を提供するとともに、海外展開支援に精通した中小企業診断士を派遣し、展示会出展にあたる助言を行いました。

展覧会当日は、多くの現地バイヤーや一般消費者で賑わい、各社試食等を提供しながら商談をし、アンケートによる市場調査も実施しました。現地の声を直接聞くことで、商品の可能性を感じられるとともに、今後の課題を明確にする機会となりました。



○株式会社大垣書店と連携し「京都探訪Day」を開催

令和7年12月から令和8年2月にかけて、中小企業者に対する経営支援の一環として、新規顧客の獲得及びマーケティング機会を提供するため、株式会社大垣書店と連携し、販売促進支援事業「京都探訪Day」を開催しました。

大垣書店本店内の専用スペースにて、「日常を彩る京の逸品」をテーマとし、京都府内の事業者の技術や創意工夫によって製造された日常使いができる逸品を日替わりで展示・販売しました。



○経営支援事例集の発行

当協会では、事業者にとって信頼できる伴走者として、中小企業者の皆様に寄り添い、新たな事業展開による成長を支援しています。そうした当協会の経営支援を取りまとめた「経営支援事例集」を作成しました。

当協会ホームページからもご覧いただけます。



創業支援の取組み

行政・金融機関・関係機関等との連携を図り、創業支援に積極的に取り組みました。

令和7年度の創業に係る保証承諾は、200件（前年度比82.3%）12億79百万円（同89.8%）となりました。

○「創業塾」に講師を派遣

令和7年11月15日に京都商工会議所で開催された「創業塾」をはじめ、各支所においても、京都府内の各地域で開催された「創業塾」等にも、職員を講師として派遣し、当協会の概要及び支援制度等について説明を行いました。



○京都“ことそら”プロジェクト 女性のための起業プログラムを開催

令和8年1月から2月にかけて、「女性のための起業プログラム」を京都市、公益財団法人京都高度技術研究所と共催しました。

本プログラムでは、女性の起業に必要な知識やノウハウを専門家（公認会計士、弁護士、社会保険労務士、司法書士等）から学ぶとともに、お招きした多彩な女性起業家のリアルな体験談から、アイデアを具現化する機会を提供しました。

また、起業支援に実績のあるプログラムナビゲーターによる個別メンタリングや参加者同士の交流を通じて、女性起業家のコミュニティ形成を後押ししました。



その他の取組み

○ビジネスフェアへの出展

令和7年10月8日及び9日に「中信ビジネスフェア2025（主催：京都中央信用金庫、中信サクセスクラブ）」が京都パルスプラザ（京都府総合見本市会館）で開催され、当協会もブースを出展しました。

当日は、各種リーフレットや経営支援事例集等をお配りし、信用保証の仕組みや京都バリューアップサポート、事業承継の取組み等についてご案内しました。



事業承継支援の取組み

○65歳以上の経営者訪問プロジェクト

平成29年度から、早期着手による「事業承継計画」の策定等を支援する「65歳以上の経営者訪問プロジェクト」を実施しています。本プロジェクトでは、65歳以上の経営者を当協会職員が直接訪問し、後継者の有無や事業の継続の意向を確認し、経営者とともに事業を承継する上の問題点を洗い出し、解決方法を検討していきます。

プロジェクト開始から令和8年3月末までに、2,922企業の経営者を訪問・面談しました。

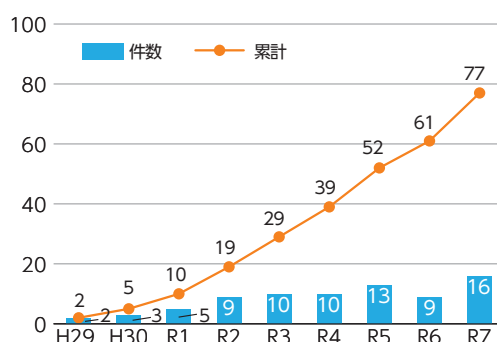
○事業承継支援の状況

当協会の金融・経営支援により令和7年度は、16社の事業承継が完了し、平成29年度からの累計が77社となりました。

【令和7年度の実績】

事業承継の方法	企業数
専門家派遣事業等の支援による代表者変更完了	9
事業承継特別保証制度等を活用した金融支援	3
当協会主催のセミナー等参加者の代表者変更完了等	4

【事業承継完了件数の推移】



○アトツギプログラムを府内4会場で開催

後継者育成支援として、京都市、宇治市、亀岡市、北部地域でアトツギプログラムを開催しました。後継者が学びながらつながり、成長していく環境を整えるとともに、後継者の主体的な新事業開発と、後継者コミュニティを構築する機会を設けました。



○KBS京都テレビ「きょうと経済テラス キュンと！」で当協会の取組みを紹介

令和7年4月18日、11月7日に、KBS京都テレビ「きょうと経済テラス キュンと！」に当協会職員がコメンテーターとして出演しました。

京都の「アトツギ」事情や、当協会の事業承継支援の取組みとして、一般社団法人京都知恵産業創造の森と共催の「京都アトツギゼミ2025」についてお話しさせていただきました。



SDGs・KESの取組み

令和3年7月7日に「SDGs宣言」を行いました。SDGsへの貢献を目指し、環境経営とESG地域金融について具体的な取組みを推進しています。

また、持続可能な社会を目指すオール京都の一員として、温室効果ガス排出量の削減や廃棄物（プラスチックごみ）の削減など環境負担の低減に努め、環境マネジメントシステム（KESステップ1）の取組みを推進しています。

《エコ素材を使用したノベルティグッズ「マチ付エコバッグ」を製作》

再生PET※を使用し、環境に配慮した素材を採用したノベルティグッズ「マチ付エコバッグ」を製作しました。当協会のイメージキャラクター「いく姫」「もり丸」のシルエットをあしらひ、使いやすいデザインとしました。

※再生PET…使用済みのペットボトルなど不要になったPET製品を回収し、再び商品を作る材料として再利用できるようにしたサステナブル素材。



健康経営の推進

職員の活力・生産性の向上及び、組織の活性化等を目的として「健康経営」に取り組んでいます。

令和7年10月1日付で、健康保険組合連合会東京連合会から健康優良企業「銀の認定」を受け、令和5年度に続き、2度目の認定となりました。引き続き、職員の健康保持・増進のための職場環境整備や情報提供等に取り組んでいきます。



働きがいのある職場づくりと働き方改革

一般職員よりも多い傾向にある管理職の時間外労働を削減するため、業務分担の見直しを行い、業務の効率化を推進しました。また、令和7年度の有給休暇取得目標を職員1人当たり「平均20日」と設定し、ワークライフバランスの実現を図った結果、昨年度と同水準の平均17.1日を取得することができました。

育児休業・休暇の取得も推進し、令和7年度中に子どもが生まれたすべての職員（男性職員3名含む）が育児休業・休暇を取得し、仕事と育児の両立を支援しました。

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画では、育児休業又は協会独自の育児休暇制度取得率100%を目標としています。

1 day仕事体験

令和7年度は、大学生を対象とした1 day仕事体験を計4回実施し、ケーススタディや若手職員との座談会、職場見学を行いました。

ケーススタディでは、仮想の事案を題材に、保証審査や経営支援の模擬演習をグループで行い、最終的には、経営者へ経営改善の提案を発表していただきました。業務内容の具体的なイメージを掴み、中小企業支援のやりがいを知っていただく機会となりました。



地元美術大学の学生による作品の展示

平成30年度から、当協会では、学生の教育支援を目的に京都市立芸術大学と連携し、学生が制作した芸術作品を本所に展示しています。

今年度は、海老名里歩氏の作品（染織）を本所エントランス正面に展示しています。

また、これまでエントランス正面に展示していた作品のいくつかも、応接通路に展示していますので、併せてご覧ください。



海老名 里歩 氏

「Town・Circuit」（染織）

【作品説明】

帰路の中で、繰り返し目にして蓄積された街のイメージとエネルギーを回路として捉え、自身の位置と基盤を形づくる。

広報活動

《報道機関へのニュースリリース》



令和7年9月30日
「中小後継者、経営手法学ぶ
宮津で「アトツギベンチャー道場」」
京都新聞掲載



令和8年5月8日
「代位弁済 5年連続増加」
京都新聞掲載

《各種広報物の発行》

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」、四半期ごとに「保証季報」を発行し、府及び市町村、金融機関、商工会・商工会議所等に配布しています。

令和7年度の「保証月報」では、産学連携として嵯峨美術短期大学に、表紙の作画を依頼しました。「京都の酒蔵」をテーマに学生が描き上げた12枚の個性豊かで色鮮やかなイラストが表紙を飾りました。

※ 上記広報物は、当協会ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。



《「信用保証ご案内」の発行》

各種保証制度の紹介や当協会の経営支援メニュー等、関係機関の皆様向けに分かりやすくお伝えしています。



《ノベルティグッズの製作》

広報活動の一環として、新たに当協会のイメージキャラクター「いく姫」「もり丸」を使用したノベルティグッズ「卓上カレンダー」や「チャーム付ボールペン」を製作しました。



《ポスターの作成及びリーフレットの発行》

当協会の業務内容等をより分かりやすくお伝えするために、イメージキャラクターを使用した親しみやすいデザインのポスターを新たに作成しました。

また、中小企業者や関係機関の皆様向けのリーフレット、令和7年度版「信用保証ご活用のおすすめ」を作成し、信用保証協会の仕組みや主な融資制度・経営支援メニュー等を分かりやすくお伝えしています。



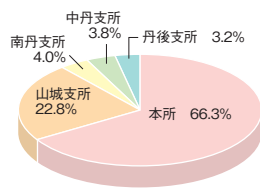
❖ 信用保証の実績

■ 令和7年度 事業概況

保証承諾

(単位：百万円・%)

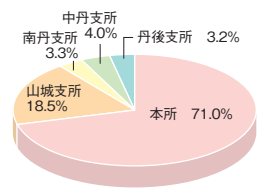
区分	件数	金額	前年度比
本 所	5,080	84,340	▲12.1
山城支所	1,893	29,000	▲6.2
南丹支所	363	5,074	▲12.3
中丹支所	297	4,838	▲10.4
丹後支所	265	4,021	▲16.3
合 計	7,898	127,272	▲10.9



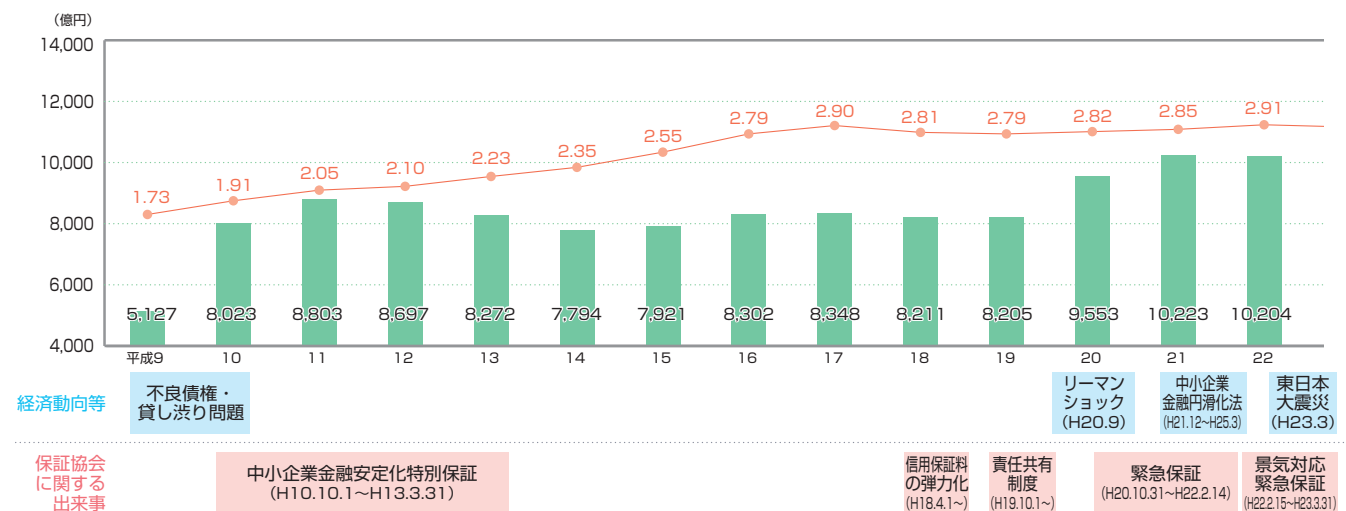
保証債務残高

(単位：百万円・%)

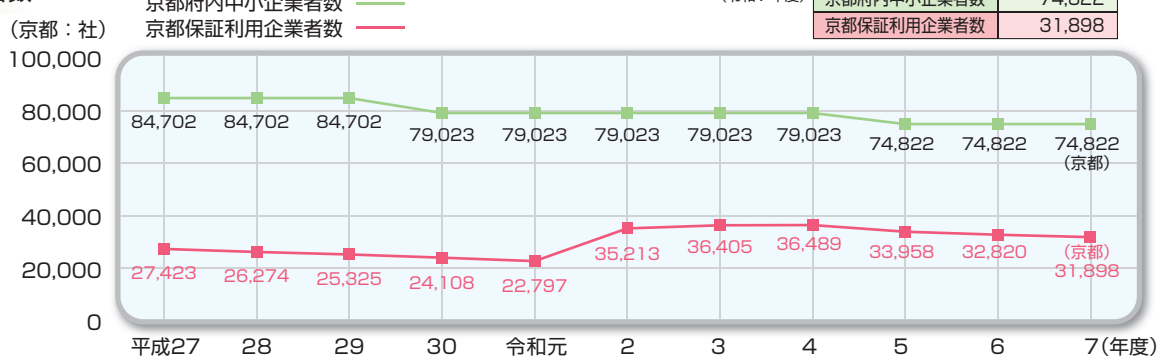
区分	件数	金額	前年度比
本 所	41,449	614,314	▲9.3
山城支所	11,754	159,657	▲8.4
南丹支所	2,373	28,487	▲7.3
中丹支所	2,683	34,824	▲10.7
丹後支所	2,330	27,426	▲9.2
合 計	60,589	864,707	▲9.1



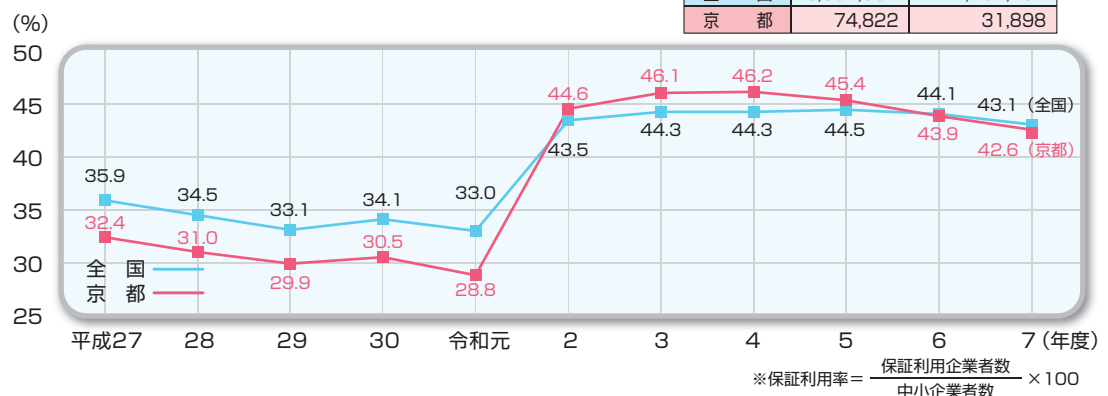
■ 保証債務残高の推移



保証利用企業者数

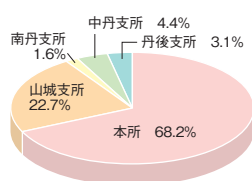


保証利用率



代位弁済 (単位: 百万円・%)

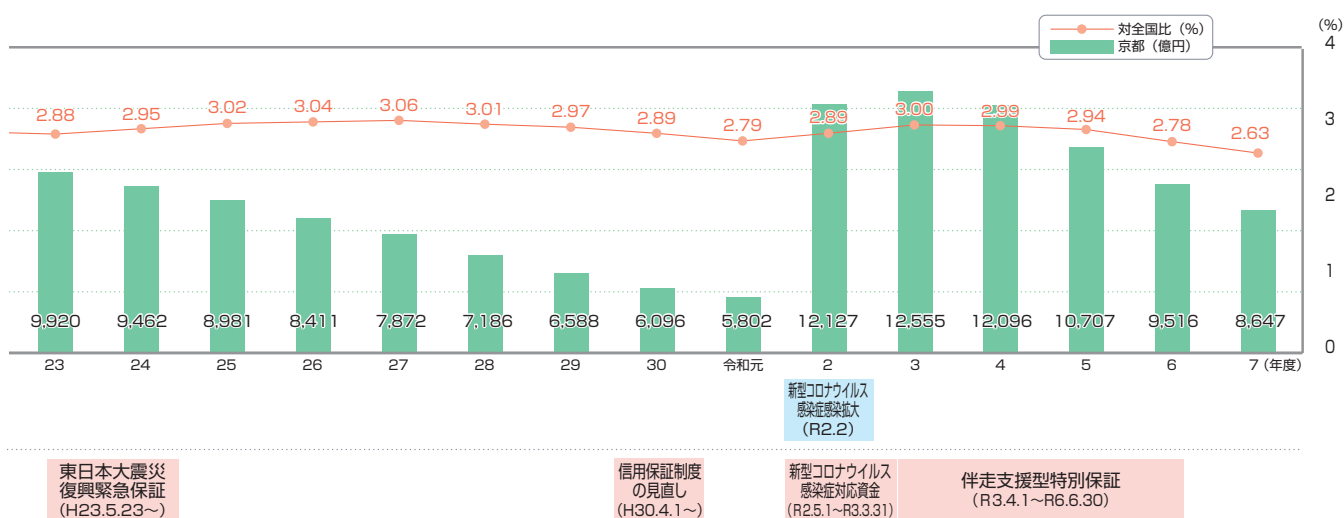
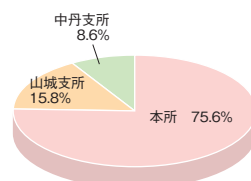
区分	件数	金額	前年度比
本 所	787	13,601	+6.0
山城支所	231	4,516	+55.2
南丹支所	23	323	▲37.3
中丹支所	57	877	+19.8
丹後支所	33	617	▲2.1
合 計	1,131	19,933	+13.2



求償権回収 (単位: 百万円・%)

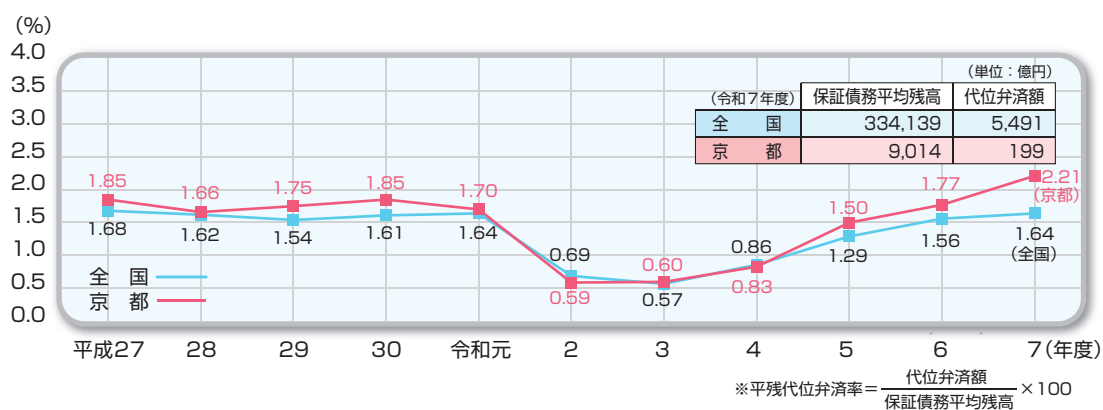
区分	件数	金額	前年度比
本 所	124	2,188	+4.6
山城支所	28	456	+7.8
中丹支所	13	249	▲26.8
合 計	165	2,893	+1.4

※求償権回収は元金の完済件数と実際回収額



信用保証の実績

平残代位弁済率



求償権回収率



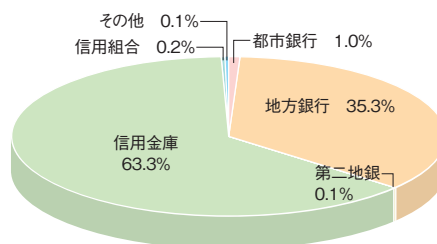
令和7年度 金融機関群別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	46	1,295	▲2.7
地方銀行	2,910	44,866	▲6.4
第二地銀	8	147	▲43.1
信用金庫	4,896	80,521	▲13.2
信用組合	27	257	▲43.3
その他	11	186	+93.2
合計	7,898	127,272	▲10.9

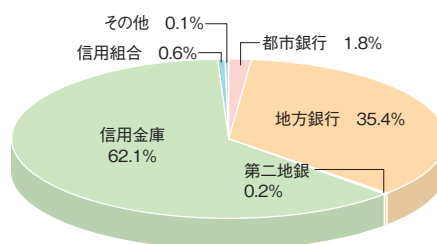
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

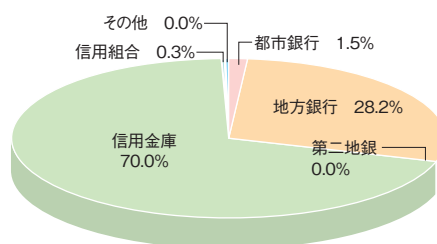
区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	768	15,443	▲16.8
地方銀行	21,086	305,822	▲9.9
第二地銀	134	1,501	▲13.3
信用金庫	38,086	536,583	▲8.4
信用組合	466	4,859	▲14.8
その他	49	500	+7.6
合計	60,589	864,707	▲9.1



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	15	298	+1.4
地方銀行	319	5,631	+20.2
第二地銀	0	0	▲100.0
信用金庫	788	13,944	+11.1
信用組合	8	54	▲28.1
その他	1	6	—
合計	1,131	19,933	+13.2



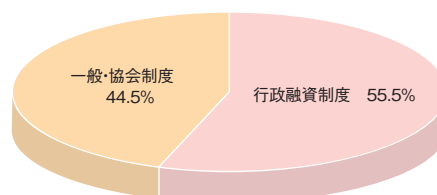
令和7年度 制度別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
行政融資制度	5,800	70,683	▲27.3
一般・協会制度	2,098	56,588	+24.1
合 計	7,898	127,272	▲10.9

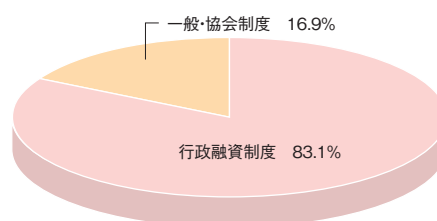
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

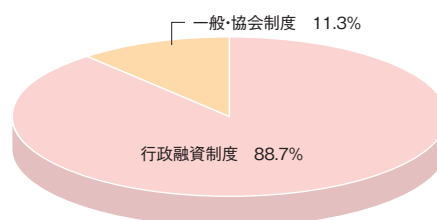
区分	件数	金額	前年度比
行政融資制度	53,471	718,532	▲12.1
一般・協会制度	7,118	146,175	+8.8
合 計	60,589	864,707	▲9.1



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
行政融資制度	1,002	17,683	+9.3
一般・協会制度	129	2,251	+56.3
合 計	1,131	19,933	+13.2



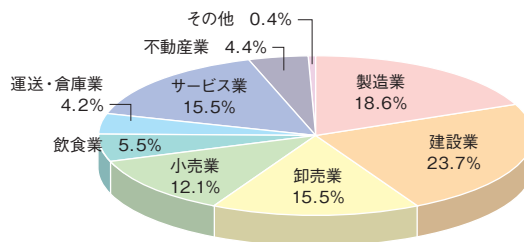
令和7年度 業種別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
製造業	1,319	23,713	▲13.1
建設業	1,985	30,214	▲15.4
卸売業	853	19,682	▲6.4
小売業	961	15,421	▲12.3
飲食業	619	7,043	▲16.4
運送・倉庫業	247	5,372	▲0.3
サービス業	1,516	19,757	▲8.9
不動産業	345	5,547	+4.5
その他	53	523	+20.2
合計	7,898	127,272	▲10.9

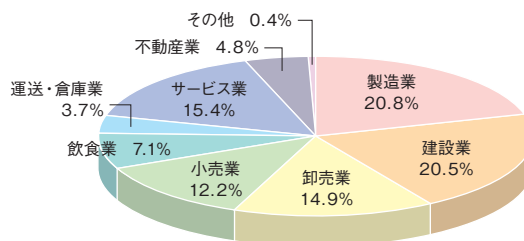
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

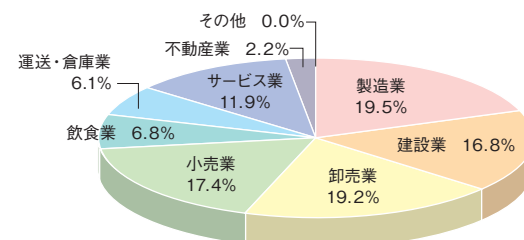
区分	件数	金額	前年度比
製造業	10,722	180,132	▲9.1
建設業	12,961	177,567	▲8.0
卸売業	6,974	128,962	▲9.4
小売業	7,660	105,677	▲9.4
飲食業	5,543	61,660	▲8.7
運送・倉庫業	1,708	32,403	▲9.2
サービス業	11,471	133,428	▲9.6
不動産業	3,212	41,479	▲11.7
その他	338	3,400	▲6.1
合計	60,589	864,707	▲9.1



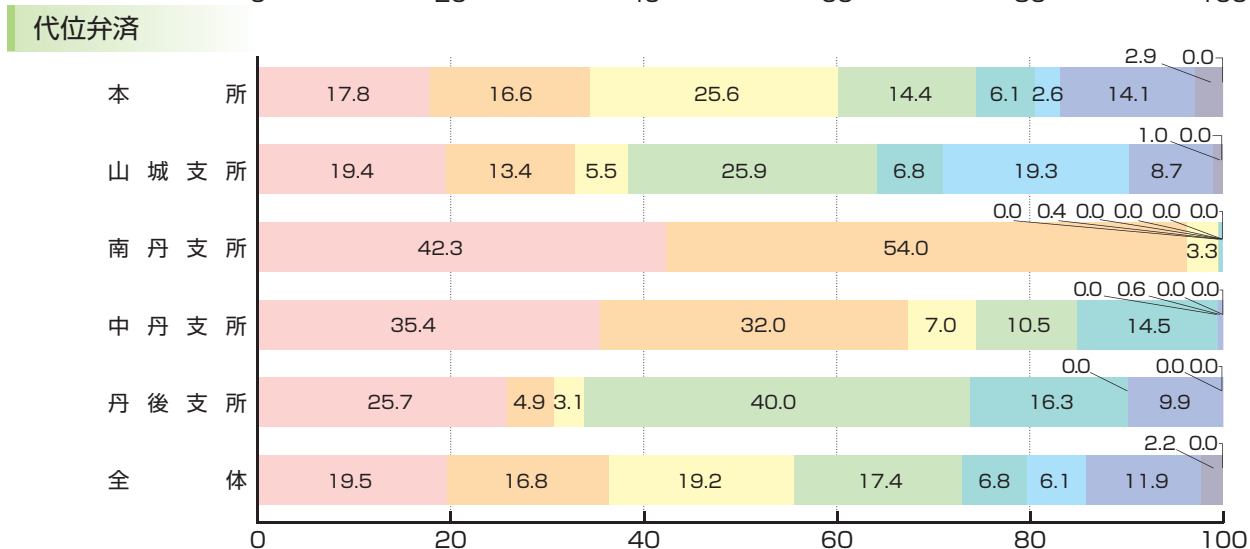
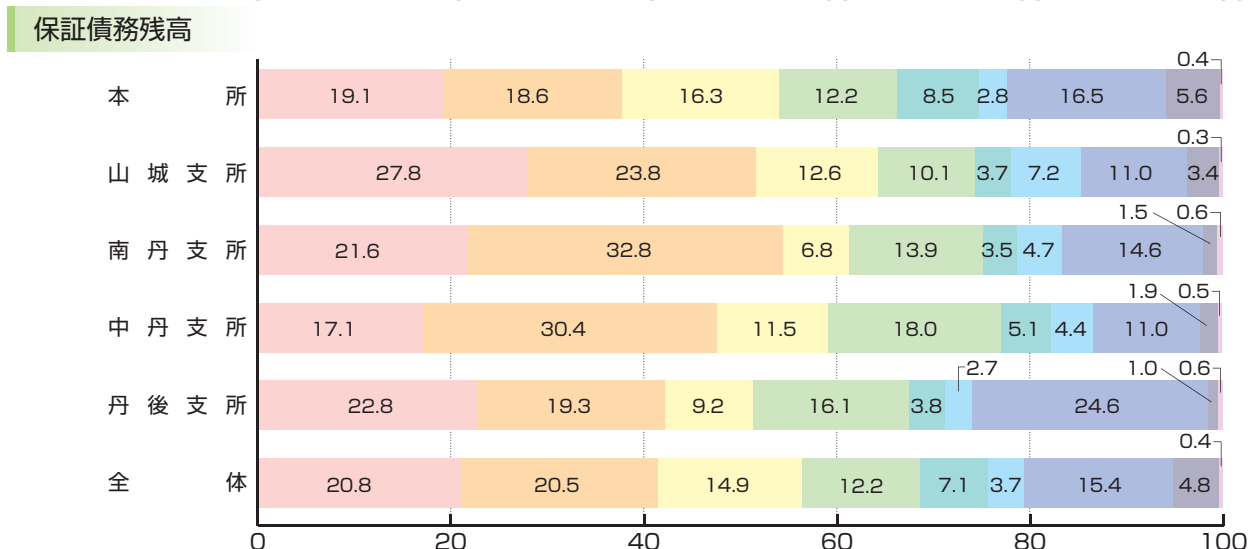
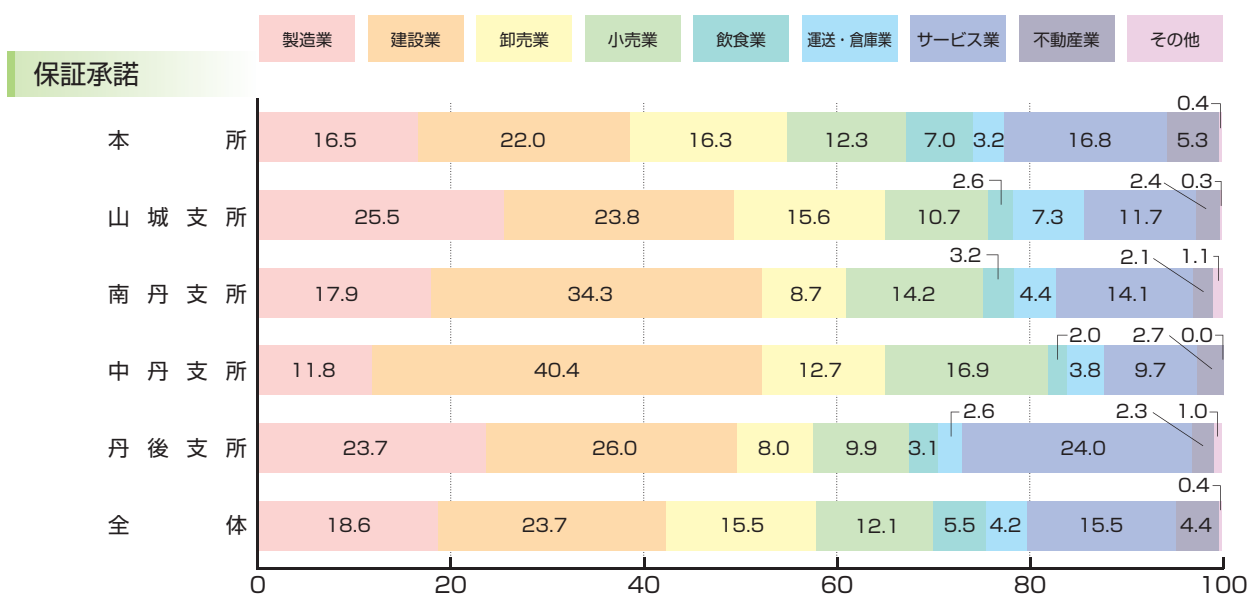
代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
製造業	185	3,896	+13.4
建設業	203	3,354	▲28.3
卸売業	169	3,821	+48.2
小売業	206	3,468	+64.5
飲食業	116	1,359	▲15.6
運送・倉庫業	49	1,225	+67.7
サービス業	181	2,377	+6.0
不動産業	22	434	+141.1
その他	0	0	▲100.0
合計	1,131	19,933	+13.2



本支所別の業種構成比（金額）

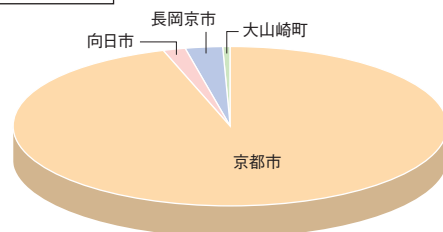


令和7年度 市町村別（保証承諾）

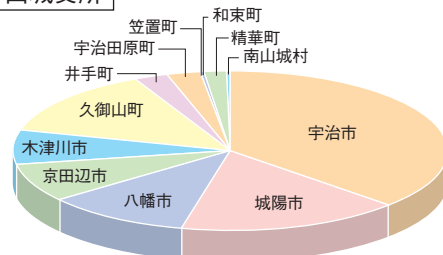
(単位:百万円・%)

保証承諾					
業務区域	区分	件数	金額		
			前年度比	構成比	
本所	京都市	4,745	79,983	▲11.5	62.8
	向日市	125	1,402	▲35.0	1.1
	長岡京市	175	2,332	▲18.6	1.8
	大山崎町	21	288	▲17.9	0.2
山城支所	宇治市	782	10,862	▲11.5	8.5
	城陽市	318	4,890	+44.3	3.8
	八幡市	140	3,182	▲10.7	2.5
	京田辺市	183	2,247	▲12.1	1.8
	木津川市	118	2,054	▲15.4	1.6
	久御山町	215	3,987	▲4.0	3.1
	井手町	32	751	+8.9	0.6
	宇治田原町	48	691	▲0.2	0.5
	笠置町	2	6	▲81.9	0.0
	和束町	9	99	▲29.3	0.1
	精華町	58	507	▲56.6	0.4
	南山城村	1	39	+99.2	0.0
南丹支所	亀岡市	247	3,292	▲26.0	2.6
	南丹市	88	1,366	+38.6	1.1
	京丹波町	28	415	+19.4	0.3
中丹支所	福知山市	106	1,973	+25.1	1.5
	綾部市	56	665	▲15.7	0.5
	舞鶴市	136	2,220	▲26.8	1.7
丹後支所	宮津市	59	852	▲3.5	0.7
	京丹後市	148	2,372	▲8.8	1.9
	伊根町	3	16	▲63.2	0.0
	与謝野町	55	782	▲38.9	0.6
計		7,898	127,272	▲10.9	100.0

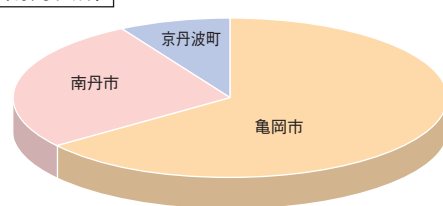
本所



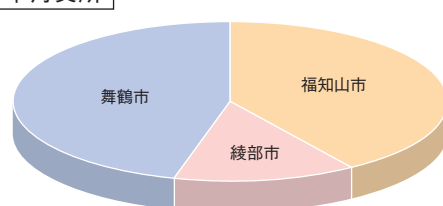
山城支所



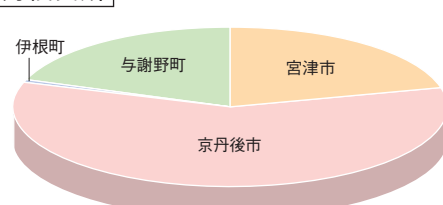
南丹支所



中丹支所



丹後支所



令和7年度 市町村別（保証債務残高・代位弁済）

（単位:百万円・%）

保証債務残高						代位弁済	
業務区域	区分	件数	金額			金額	
				前年度比	構成比		前年度比
本所	京都市	39,290	588,418	▲9.3	68.0	13,065	+5.1
	向日市	866	10,449	▲10.5	1.2	203	+0.5
	長岡京市	1,198	15,141	▲9.3	1.8	391	+241.2
	大山崎町	156	1,713	▲4.5	0.2	59	+10.2
山城支所	宇治市	4,476	55,727	▲9.0	6.4	1,603	+6.7
	城陽市	1,609	20,952	▲5.6	2.4	633	+70.0
	八幡市	1,222	20,817	▲7.7	2.4	326	▲9.3
	京田辺市	1,212	14,541	▲8.2	1.7	548	+127.1
	木津川市	897	11,121	▲8.1	1.3	185	+31.8
	久御山町	1,206	21,118	▲9.3	2.4	584	+87.2
	井手町	203	3,445	▲11.2	0.4	240	+3,974.5
	宇治田原町	284	3,565	▲8.8	0.4	0	▲100.0
	笠置町	16	101	▲13.6	0.0	0	—
	和束町	76	952	▲10.3	0.1	39	+10,130.6
	精華町	504	6,178	▲13.1	0.7	276	+1,046.5
	南山城村	18	142	+5.1	0.0	12	—
南丹支所	亀岡市	1,561	19,021	▲6.3	2.2	167	▲39.2
	南丹市	555	6,456	▲5.4	0.7	92	▲28.2
	京丹波町	226	2,585	▲12.3	0.3	1	—
中丹支所	福知山市	998	13,447	▲10.4	1.6	208	+88.8
	綾部市	458	6,060	▲6.1	0.7	19	▲88.2
	舞鶴市	1,228	15,308	▲12.6	1.8	665	+44.6
丹後支所	宮津市	477	5,631	▲9.3	0.7	156	▲26.0
	京丹後市	1,363	16,385	▲9.5	1.9	403	+47.1
	伊根町	43	446	▲10.5	0.1	0	—
	与謝野町	447	4,989	▲9.4	0.6	58	▲60.3
計		60,589	864,707	▲9.1	100.0	19,933	+13.2

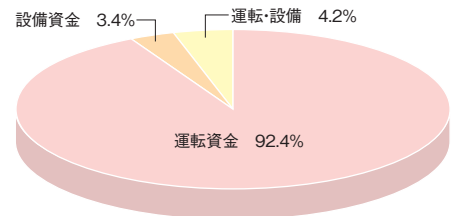
令和7年度 資金使途別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	6,990	117,649	▲12.5
設 備 資 金	515	4,300	+12.6
運 転・設 備	393	5,323	+15.4
合 計	7,898	127,272	▲10.9

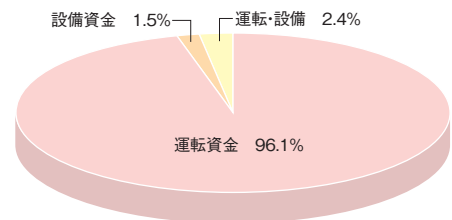
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

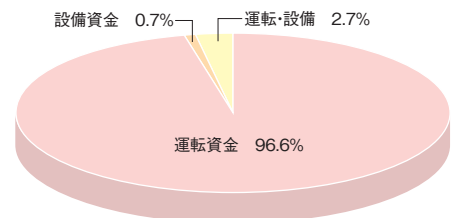
区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	56,694	831,046	▲9.5
設 備 資 金	1,959	12,635	+6.7
運 転・設 備	1,936	21,026	▲3.7
合 計	60,589	864,707	▲9.1



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	1,073	19,257	+12.6
設 備 資 金	21	142	+26.6
運 転・設 備	37	535	+34.0
合 計	1,131	19,933	+13.2



創立以来の事業概況

(単位:百万円)

年度	保証承諾		保証債務残高		代位弁済		求償権回収		求償権残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和14~ 平成11	830,067	5,682,017	93,180	880,312	46,957	193,404	27,432	110,162	704	4,869
12	30,614	490,554	92,655	869,743	3,236	28,291	794	9,958	1,059	8,298
13	26,358	341,985	92,300	827,226	3,687	32,059	979	11,840	1,350	7,289
14	27,545	413,895	87,673	779,430	3,480	28,752	872	10,662	1,396	6,847
15	32,377	488,847	79,023	792,148	2,614	19,327	882	10,718	859	5,944
16	29,549	420,772	80,085	830,231	2,089	15,296	724	8,056	667	4,502
17	24,711	394,836	77,207	834,778	1,763	15,438	616	7,456	663	4,887
18	22,291	352,144	75,531	821,057	1,759	16,125	530	6,168	735	5,395
19	22,889	364,511	74,644	820,502	1,756	18,199	556	5,826	820	5,812
20	30,515	663,866	67,187	955,345	2,151	25,137	491	4,779	1,063	8,238
21	24,796	527,089	65,374	1,022,255	1,771	25,782	441	4,755	790	6,678
22	21,017	508,059	62,963	1,020,401	1,575	25,078	385	4,990	396	5,435
23	14,976	312,924	60,821	991,976	1,302	22,617	394	4,748	331	6,169
24	14,113	305,724	58,420	946,249	1,274	21,918	277	4,305	924	7,870
25	13,182	268,586	56,940	898,056	968	18,307	325	4,694	600	5,178
26	12,016	220,030	55,761	841,067	922	16,204	293	3,873	536	4,770
27	12,086	226,799	53,692	787,245	880	14,902	287	3,654	469	3,489
28	10,054	198,400	50,253	718,621	827	12,407	302	3,522	495	3,473
29	9,597	187,638	47,293	658,838	772	11,925	281	3,283	469	3,723
30	9,440	173,455	44,146	609,562	669	11,599	294	3,621	327	2,340
令和元	10,306	199,580	41,353	580,183	575	9,964	248	2,497	334	3,247
2	49,070	1,051,836	67,331	1,212,745	349	5,860	248	2,371	507	1,993
3	10,508	236,622	67,903	1,255,466	399	7,597	222	2,427	341	2,558
4	8,189	150,613	68,224	1,209,551	575	10,282	207	2,616	428	2,693
5	9,735	195,458	63,374	1,070,669	955	17,103	186	2,583	697	4,452
6	7,839	142,837	61,282	951,636	1,053	17,615	181	2,855	808	4,841
7	7,898	127,272	60,589	864,707	1,131	19,933	165	2,893	855	5,479
累計	1,321,738	14,646,349	—	—	85,489	661,119	38,612	245,315	—	—

※ 求償権回収は元金の完済件数と実際回収額（元金）、求償権残高は帳簿残高

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	257,579	基本財産	70,608,517,207
預け金	27,945,061,479	基金	7,677,018,460
有価証券	85,542,306,084	基金準備金	62,931,498,747
動産・不動産	3,830,481,980	制度改革促進基金	0
保証債務見返	864,707,035,001	収支差額変動準備金	35,303,000,000
求償権	5,479,142,857	その他有価証券評価差額金	▲ 17,259,700,434
雑勘定	1,866,694,875	責任準備金	6,491,580,819
未収利息	171,783,645	求償権償却準備金	1,340,796,484
未経過保険料	1,689,778,699	退職給与引当金	1,420,148,400
その他	5,132,531	損失補償金	0
		保証債務	864,707,035,001
		求償権補填金	0
		借入金	0
		長期借入金	0
		短期借入金	0
		雑勘定	26,759,602,378
		仮受金	473,079,094
		保険納付金	229,856,337
		損失補償納付金	29,003,167
		未経過保証料	25,944,071,079
		未払保険料	2,609,460
		未払費用	80,983,241
合 計	989,370,979,855	合 計	989,370,979,855

上記、貸借対照表は信用保証協会法施行規則等に基づき作成していますが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等に置き換えると、次のとおりとなります。

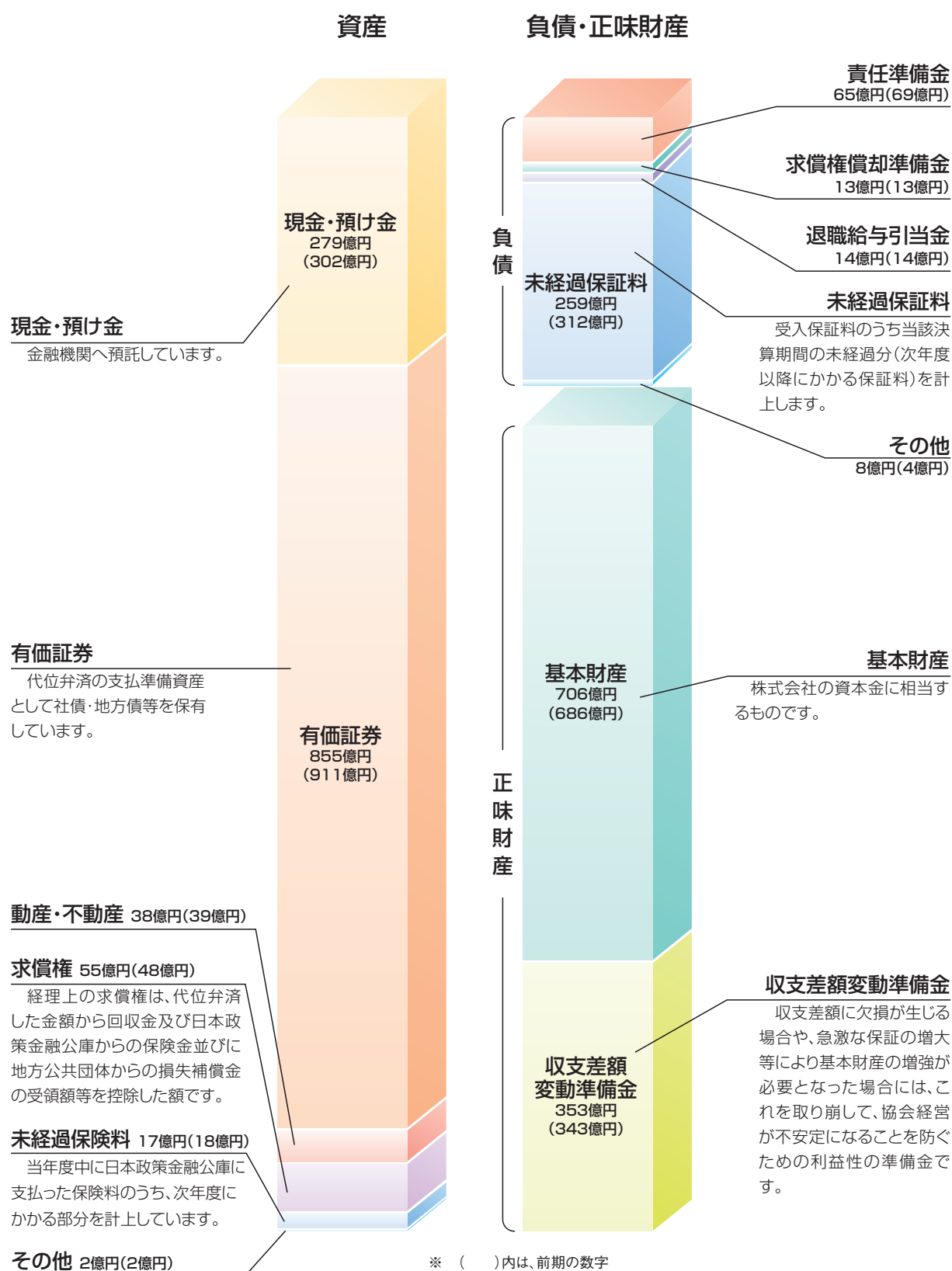
令和8年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債・正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
《資産》		《負債》	
現金・預け金	27,945,319,058	その他有価証券評価差額金	▲ 17,259,700,434
有価証券	85,542,306,084	責任準備金	6,491,580,819
動産・不動産	3,830,481,980	退職給与引当金	1,420,148,400
求償権	5,479,142,857	借入金	0
求償権償却準備金	▲ 1,340,796,484	雑勘定	26,759,602,378
雑勘定	1,866,694,875	仮受金	473,079,094
未収利息	171,783,645	保険納付金	229,856,337
未経過保険料	1,689,778,699	損失補償納付金	29,003,167
その他	5,132,531	未経過保証料	25,944,071,079
		未払保険料	2,609,460
		未払費用	80,983,241
		負債合計	17,411,631,163
		《正味財産》	
		基本財産	70,608,517,207
		基金	7,677,018,460
		基金準備金	62,931,498,747
		制度改革促進基金	0
		収支差額変動準備金	35,303,000,000
		正味財産合計	105,911,517,207
合 計	123,323,148,370	負債及び正味財産合計	123,323,148,370

・ 保証債務見返（資産）及び保証債務（負債）各864,707,035,001円は、備忘勘定であるため除いています。

貸借対照表《図解》



※ ()内は、前期の数字
 ※ 保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、この表からは除いています。
 ※ 各項目の数字は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。
 ※ その他有価証券評価差額金(負債)は除いています。

収支計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額
経常収入	11,587,024,100
保証料	9,429,060,107
預け金利息	178,776,665
有価証券利息配当金	711,575,448
延滞保証料	0
損害金	76,316,121
事務補助金	47,777,859
責任共有負担金	1,093,607,000
雑収入	49,910,900
経常支出	7,504,926,525
業務費	2,961,465,724
借入金利息	0
信用保険料	4,097,136,304
責任共有負担金納付金	446,324,204
雑支出	293
経常収支差額	4,082,097,575
経常外収入	25,420,455,166
償却求償権回収金	228,476,949
責任準備金戻入	6,876,599,967
求償権償却準備金戻入	1,269,456,482
求償権補填金戻入	17,045,911,268
保険金	15,378,323,967
損失補償補填金	1,667,587,301
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
その他収入	10,500
経常外支出	26,447,453,798
求償権償却	18,567,903,726
雑勘定償却	38,451,331
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退職金	7,891,000
責任準備金繰入	6,491,580,819
求償権償却準備金繰入	1,340,796,484
その他支出 他	830,438
経常外収支差額	▲ 1,026,998,632
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	3,055,098,943
収支差額変動準備金繰入額	1,018,000,000
基本財産繰入額	2,037,098,943

左記収支計算書は、信用保証協会法施行規則等に基づき作成していますが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額を分かりやすく表示すると、次のとおりとなります。

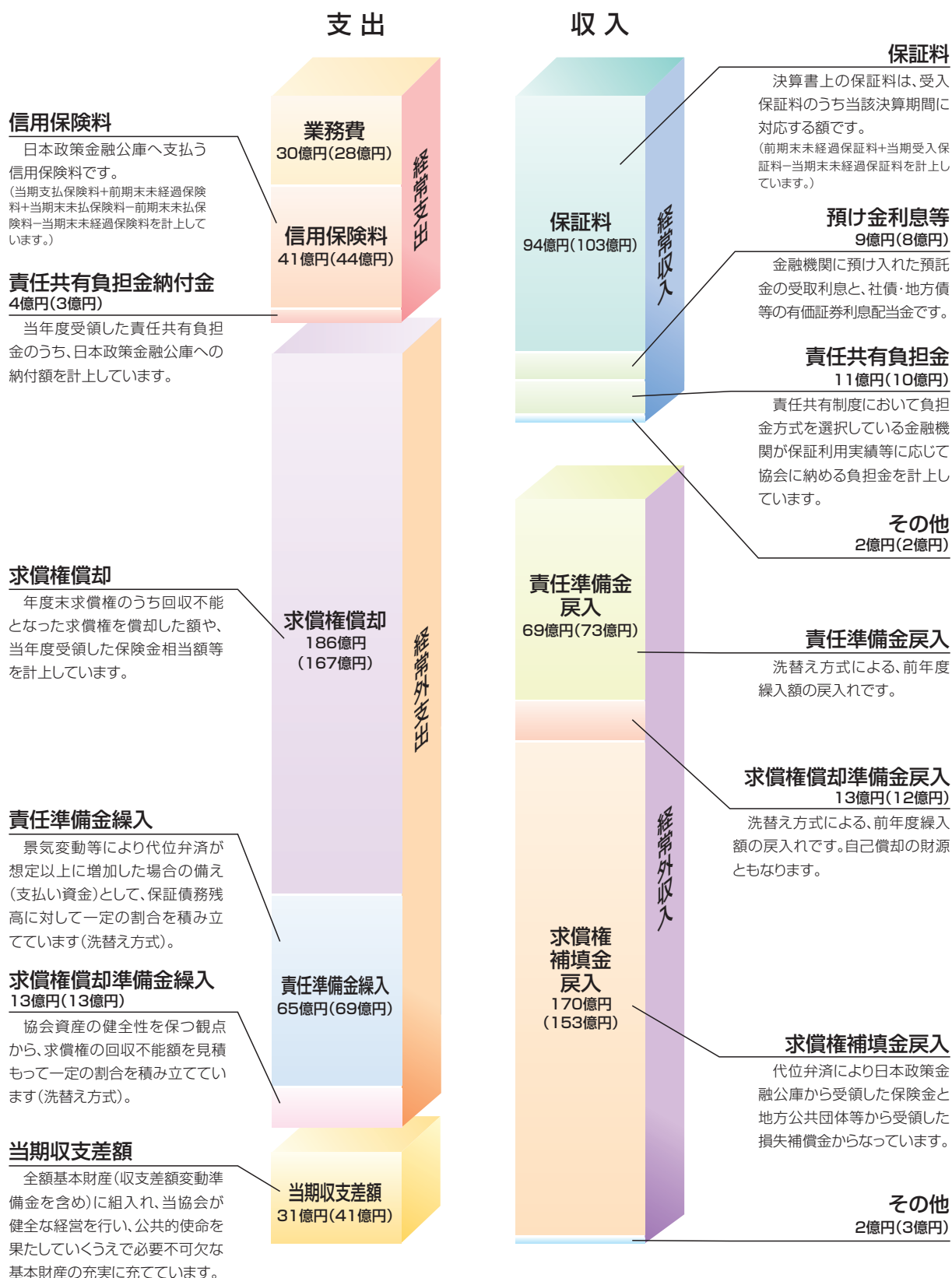
(単位：円)

経常外収支	
科 目	金 額
償却求償権回収金	228,476,949 …①
責任準備金	
戻入	6,876,599,967
繰入	▲ 6,491,580,819
(当期純戻入額)	385,019,148 …②
求償権償却準備金	
戻入	1,269,456,482
繰入	▲ 1,340,796,484
(当期純戻入額)	▲ 71,340,002 …③
求償権償却	
求償権償却	▲ 18,567,903,726
求償権補填金戻入	17,045,911,268
(当期自己償却額)	▲ 1,521,992,458 …④
その他	▲ 47,162,269 …⑤
経常外収支差額	▲ 1,026,998,632 …⑥

※ ⑥（経常外収支差額）＝①＋②＋③＋④＋⑤

正味財産
の増加

収支計算書《図解》



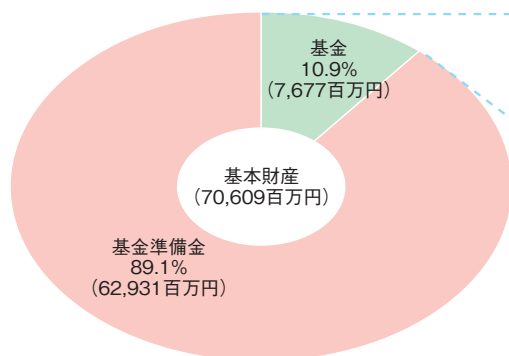
※ ()内は、前期の数字

※ 各項目の数字は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

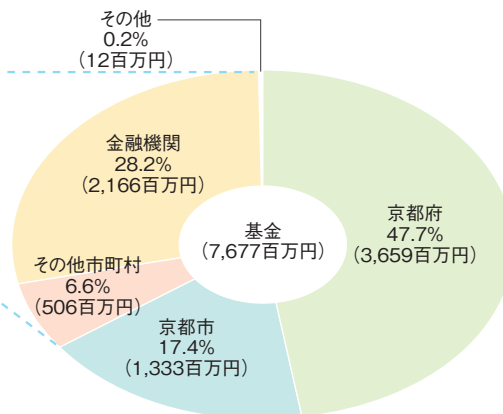
基本財産の状況

基本財産の現状

(令和8年3月末現在)

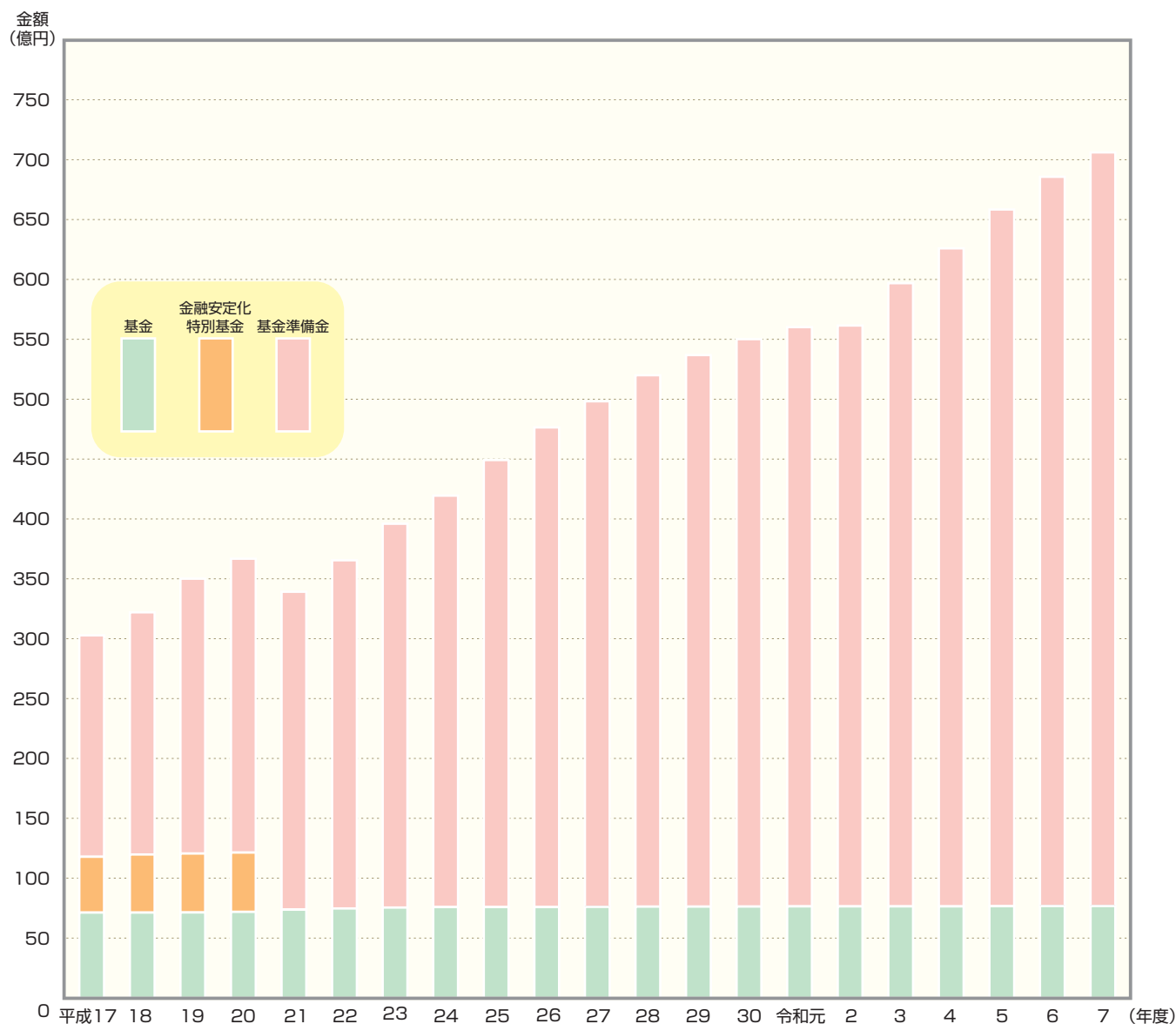


基金への出捐割合



- (注) 1 基金準備金は、協会の収支差額(収支差額変動準備金を控除後)の累積額
 2 京都府分には国からの基金補助金1,662百万円を含む。
 3 四捨五入のため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

基本財産の推移



❖ 信用補完制度

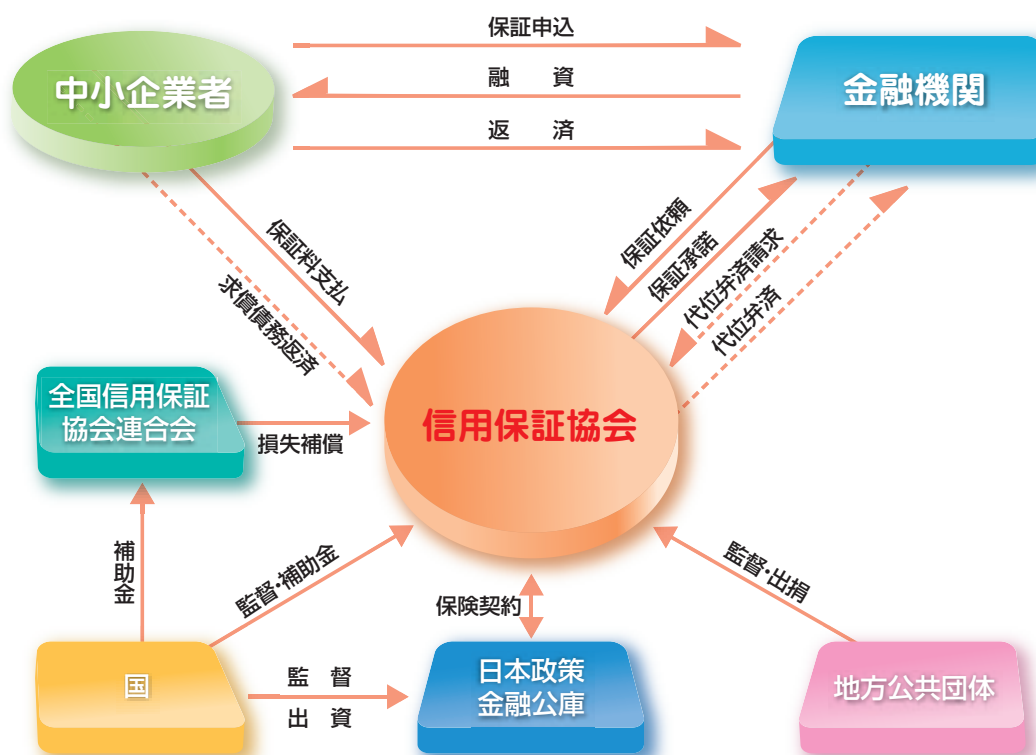
信用保証協会は、中小企業者等の方々に対して、金融上の「公的な保証人」となって中小企業者と金融機関を結ぶ「架け橋」になり、資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業を支援する役割を担っています。

信用保証協会は、このような機能・役割を果たすべく、中小企業者の信用力を引き出し、発展させるため、綿密な調査・審査を行い、当該企業の信用力に合った保証の推進に努めるとともに、中小企業者の経営や金融の相談等をはじめとする支援を行っています。

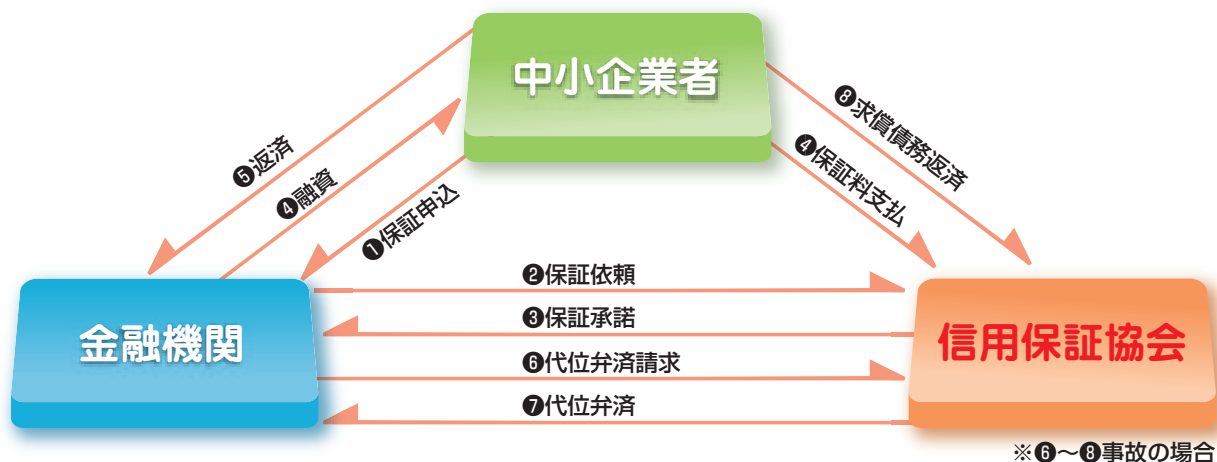
現在、信用保証協会は、各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会、全国で合わせて51協会が設けられています。

信用補完制度のしくみ

「信用補完制度」は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成る信用保証制度と、信用保証協会、日本政策金融公庫の二者から成る信用保険制度の総称です。



① 信用保証制度のしくみ



- ①～② 中小企業者から保証付融資の申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③ 信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾（保証書発行）します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部又は一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わり借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。

② 信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

保証対象となる方

○所在地

- ・ 個人の場合は、住居又は事業所のいずれかが京都府内にある方
- ・ 法人の場合は、京都府内に本店又は事業所を有する法人

○企業規模

資本金又は常時使用する従業員のいずれかが次の条件を満たしていれば対象となります。

- ※ 原則として下表によりますが、旅行業等、業種によって条件が別に定められている場合があります。
- ※ 特定非営利活動法人（NPO法人）の場合、一部ご利用いただけない保証制度があります。
- ※ 社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人は、医業を主たる事業とする場合を除き、信用保証をご利用いただけません。

業種	資本金	従業員数
製造業等（建設業、運送業、不動産業を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

ただし、次の方は、対象から除かれます。

- ① 農業（園芸サービス業を除く）、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、その他保証（保険）対象外の業種を営む方
 - ※ 一部取扱い可能な場合がありますので、担当窓口までご確認ください。
- ② 許認可等を要する業種を営む方で、許認可等を受けていない方
- ③ 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けている方
- ④ 手形の不渡り又は電子記録債権の支払不能後、6か月以上経過していない方
- ⑤ 代位弁済を受け、その求償債務を完済していない方
- ⑥ 求償債務の連帯保証人となっている方
- ⑦ 延滞など正常でない保証取引中の方
- ⑧ 延滞など正常でない保証取引の連帯保証人となっている方
- ⑨ ③～⑧の方が代表者となっている法人
- ⑩ ③～⑧の法人代表者の方

反社会的勢力は信用保証の対象となりません。

保証限度額

個人・法人	2億8,000万円(うち、無担保保証8,000万円)
組 合	4億8,000万円(うち、無担保保証8,000万円)

上記の保証限度額（一般枠）とは別枠でご利用いただける保証制度もあります（セーフティネット保証、危機関連保証、中小企業特定社債保証など）。

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。

次のような資金は対象となりません。

- ① 生活資金、投機資金
- ② 転貸資金（組合からの転貸資金を除く）
- ③ 金融機関から直接借り入れた資金を返済するための資金（旧債振替資金）（協会が認めた場合を除く）

保証期間

運転資金 5年

設備資金 7年

- 運転資金は、企業の収益性、資金繰り状況等からみて、特に必要と判断される企業については、7年まで延長することができます。
 - 設備資金は、7年以内で法定耐用年数内の期間設定を基本とします。ただし、法定耐用年数が7年を超える動産設備については10年まで、不動産設備については15年まで延長することができます。
- 注） 地方公共団体及び金融機関が設けている特別融資制度ならびに協会制度で、独自に期間を定めているものについては、各々の制度で定めている期間によります。

連帯保証人

【個人及び法人の場合】

連帯保証人は必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

次のようなケースは連帯保証人になっていただく場合があります。

- ① 実質的な経営権を有している方又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る）が連帯保証人となる場合
- ② 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

【組合の場合】

原則として代表理事のみを連帯保証人としませんが、個々の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができます。

経営者保証（経営者以外の連帯保証人も含む）に関する対応 - 令和7年度の実績 -

- 1 保証承諾のうち保証人を不要とした実績は次のとおりで、全国ベースより高い割合となっています。

法人・個人を含む保証承諾

	京都	全国(参考)
信用保証を承諾した件数 …①	7,898	584,576
うち保証人を不要とした件数…②	3,741	216,033
保証人不要の割合(②÷①)	47.4%	37.0%

- 2 保証時・借換や条件変更時において、経営者保証（経営者以外の連帯保証人も含む）を不要とする取扱い（3類型）をしています。

保証人を不要として信用保証を承諾した件数

類型	件数
信用保証を利用しない金融機関融資と協調するもの(BK連携型)	410
財務内容から見て保証人を不要とするもの(財務型)	4
物的担保が充足しているもの(担保型)	0

また、代表者交代時においては、既存の保証付き融資について、旧・新代表者の両方から経営者保証をとることはしない取組みを進めています。

代表者交代時における対応

類型	件数
旧代表者・新代表者とも保証不要	115
新代表者のみ保証	273
旧代表者のみ保証	432
旧代表者・新代表者とも保証必要	3

- 3 連帯保証人の保証債務を解消した実績は、次のとおりです。

保証債務を解消した件数

類型	件数
「経営者保証に関するガイドライン」によるもの	73
「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」によるもの	8

担 保

必要に応じて、物的担保（原則として①不動産、②有価証券、③流動資産（売掛債権・棚卸資産））を提供していただきます。

〈不動産担保として好ましくないもの〉

- ・ 市街化調整区域内の不動産
- ・ 農地、山林
- ・ 遠隔地（ただし、近畿一府四県、三重県及び福井県に所在するもので日帰り可能な地域のものは除く）
- ・ 換価・評価困難なもの（進入路のない土地、袋地、不整形地で用途に制限のあるもの、道路、坂道の法、崖、傾斜地等）

責任共有制度

信用保証協会の保証付融資については、信用保証協会と金融機関が適切な責任の共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的とした『責任共有制度』を導入しています。

信用保証協会と金融機関との関係

責任共有制度には、「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関ごとの選択により、そのいずれかになります。金融機関の負担割合は、いずれの方式においても20%です。

【負担金方式】

金融機関の過去の制度利用実績（代位弁済率等）に基づき一定の負担金を支払う方式

$$\text{負担金} = \text{保証債務平均残高（X期）} \times \frac{\text{代位弁済額（Y期）} - \text{不動産担保回収に関する額（Y期）}}{\text{保証債務平均残高（Y期）}} \times 20\%$$

※1 X期は、原則として半期。なお、当該平均残高は、平成19年10月以降に信用保証協会が申込受付し、保証承諾したものに限る。

※2 Y期は、X期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、制度利用実績を構成する数値は、いずれも平成19年7月以降に申込受付し、保証承諾したものに限る。

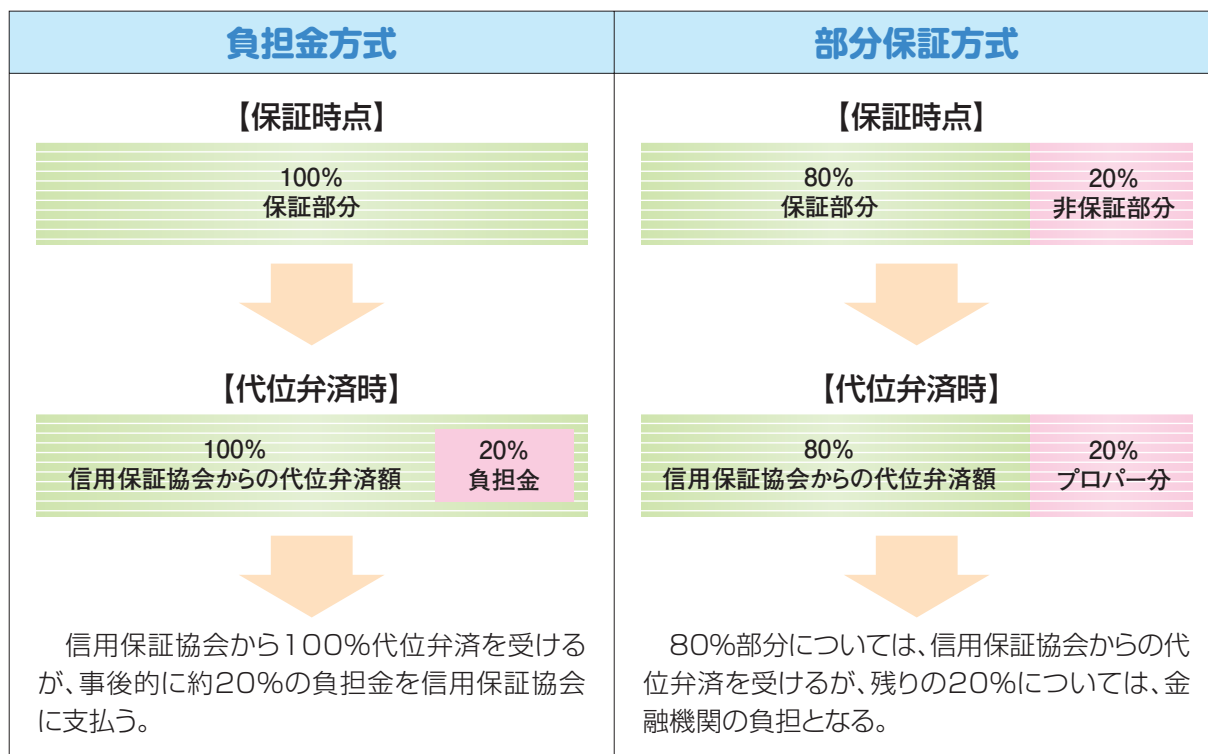
【部分保証方式】

貸付金額の一定割合（80%）を保証する方式

$$\text{保証金額} = \text{貸付金額} \times 80\%$$

中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の方式選択にかかわらず、80%の部分保証です。

責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図



責任共有制度の対象外（100%保証）となる保証制度

責任共有制度の対象（80%保証）から除かれる主な保証（100%保証）は、次のとおりです。

【対象外の主な保証制度】

- ・ 経営安定関連（セーフティネット）保証第1号～第4号・第6号
- ・ 創業関連保証
- ・ 特別小口保険にかかる保証（NPO法人を除く）
- ・ 小口零細企業保証
- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ 事業再生計画実施関連保証
（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）
- ・ 危機関連保証

信用保証料

信用保証料は、信用保証の対価として当協会にお支払いいただくものであり、金利・手数料等とは性格の異なるものです。

なお、信用（変更）保証料のほかは、調査料・相談料・用紙代など一切いただきません。

信用保証料の計算式

一括返済の場合

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})}$$

均等分割返済の場合

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})} \times \text{分割返済回数別係数}$$



返済回数	2～6回	7～12回	13～24回	25回以上
分割返済回数別係数	0.70	0.65	0.60	0.55

「分割返済回数別係数」とは、分割返済により年々その残高が減少することを考慮し、信用保証料を割り引くための掛け目のことです。

信用保証料率

貸付金額に対する信用保証料率は、中小企業者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階（基準料率）で、個別に中小企業者の定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

信用保証料率の決定に当たっては、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）のリスク評価モデルを利用します。

※ 「CRD」とは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された一般社団法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。

(低) ← ———— 経営内容の指標 ———— → (高)
(年率：%)

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

【定性要因による割引】

前頁の基準料率から次の定性要因を加味して料率の割引をします。

(1) 有担保割引…0.1%の割引

物的担保を提供いただく場合

※ セーフティネット保証など適用しない制度もあります。

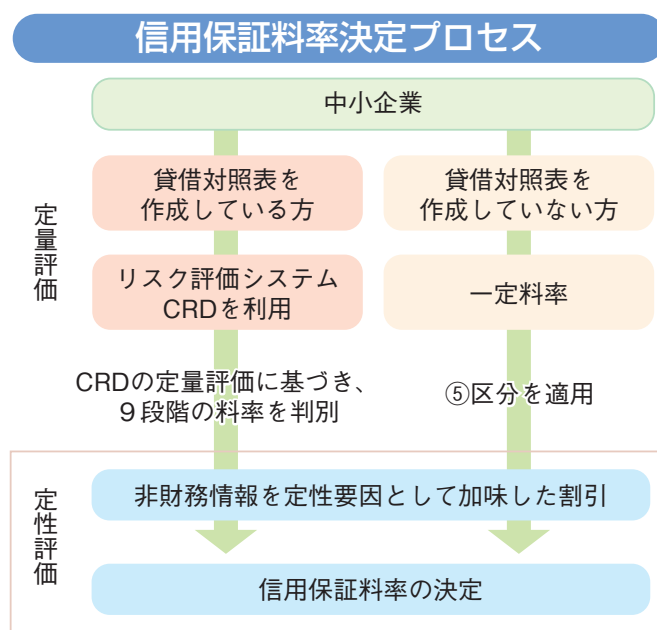
(2) 応援隊割引…0.1%の割引（「小規模企業おうえん資金ベース枠」については0.2%の割引）

京都府「商工会等連携経営改革支援制度」による経営支援を受け、京都府及び京都市の制度融資（「一般資金（協調支援型保証制度を除く）」、「小規模企業おうえん資金」、「あんしん借換資金（危機関連枠を除く）」に限る）を利用する場合

(3) 会計参与設置会社割引…0.1%の割引※

保証申込時、会計参与を設置している旨の登記があることを示す書類を提出した中小企業者

※ 一括支払契約保証、事業承継特別保証制度（特別料率を適用する場合）、経営承継借換関連特別保証制度（左記に同じ）、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度及び京都府・京都市協調融資「事業承継支援資金（無保証人型・無保証人借換型）」、「中小企業下支え資金（経営改善・再生支援強化型）」を除く保証が対象です。



京都府・京都市の協調融資制度の信用保証料率

京都府・京都市の協調融資制度において、次の表のとおり、基準料率から一部引き下げた料率を設定し（ 部分）、中小企業者の負担軽減を図っています。

（年率：％）

区 分			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
責任共有保証料率			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
責任共有外保証料率			2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		
一般資金（無担保）			1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45		
	事業者選択型経営者保証非提供促進保証制度	一般枠	1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	(※1)	
		上記保証料率に0.25%又は0.45%上乗せ											
	協調支援型保証制度	セーフティネット枠	0.90（セーフティネット保証4号）に0.25%又は0.45%上乗せ 0.75（セーフティネット保証5号）に0.25%又は0.45%上乗せ										(※1)
		プロパー協調	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30	(※2)	
		モニタリング	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34	(※2)	
小規模企業 おうえん資金	ベース枠		1.80	1.60	1.45	1.25	1.10	1.10	0.90	0.70	0.50		
	ステップアップ枠		1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45		
	中東情勢対応枠		1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45		
あんしん 借換資金	緊急枠（無担保）		1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45		
	モニタリング強化枠		0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23	(※2)	
	セーフティネット枠		0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）										
	危機関連枠		0.80										
中小企業 下支え資金	一般枠（無担保）		1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45		
	セーフティネット枠		0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）										
	経営改善 サポート保証枠	責任共有	0.75										
		責任共有外	0.90										
	経営改善・再生支援強化型		0.40										(※3)
中小企業 再生支援資金	長期資金	一般枠（無担保）	1.55	1.35	1.20	1.00	0.85	0.85	0.80	0.60	0.45		
	短期フォローアップ資金	一般枠	1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45		
	長期資金 短期フォローアップ資金	セーフティネット枠	0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）										
災害対策 緊急資金	一般枠（無担保）		1.60	1.45	1.30	1.10	0.90	0.90	0.70	0.50	0.35		
	セーフティネット枠		0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）										
	激甚枠		0.80										
創業支援資金	創業型		0.50（創業関連）										
	無保証人型		0.70（創業関連）										
	事業転換・多角化型（無担保）		1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45		
事業承継支援資金	有担保		1.50	1.35	1.20	1.00	0.80	0.70	0.50	0.30	0.15	(※4)	
	無担保		1.50	1.35	1.20	1.00	0.80	0.80	0.60	0.40	0.25	(※4)	
	無保証人型		0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	0.00	(※4)	
	無保証人借換型		0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	0.00	(※4)	
脱炭素経営促進資金			一般枠（無担保）	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	0.90	0.70	0.50	0.35	

（※1） 保証料率の0.05％に相当する額を国が補助する。ただし、条件変更に伴い生じる追加保証料については国の補助の対象外となる。

（※2） 国による保証料補助を加味した保証料率を記載している。ただし、条件変更に伴い生じる追加保証料については国の補助の対象外となる。

（※3） 国の保証料補助による申込中小企業者の実質負担率。ただし、当初保証料率のみが補助対象であり、保証期間延長等の条件変更時には0.80％（責任共有）、1.00％（責任共有外）、（経営者保証免除対応の場合は1.00％（責任共有）、1.20％（責任共有外））の料率を基に所定の条件変更保証料を負担いただく必要があります。

（※4） 京都府・京都市の保証料補助による申込中小企業者の実質負担率を記載している。

ただし、条件変更に伴い生じる追加保証料（各表の各区分率+0.1％で算出）については京都府・京都市の補助の対象外となる。

京都府中小企業融資制度

区 分			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
文化産業 振興基金	一般枠	(有担保)	1.55	1.40	1.25	1.05	0.85	0.85	0.70	0.50	0.35
		(無担保)	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
	経営革新 関連保証		0.75 (海外投資関係保険(有担保・無担保)、 新事業開拓保険(有担保)を利用する場合を除く)								

京都市中小企業融資制度

区 分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
京都市関連 認定制度資金	(有担保)	1.55	1.40	1.25	1.05	0.85	0.85	0.70	0.50	0.35
	(無担保)	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
京都市企業立地 促進資金	(有担保)	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
	(無担保)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
京都市SDGs推進 サポート資金	(有担保)	1.50	1.35	1.20	1.00	0.80	0.70	0.55	0.35	0.20
	(無担保)	1.60	1.45	1.30	1.10	0.90	0.80	0.65	0.45	0.30

主な保証制度

制度名		保証限度（1企業者あたり）	保証期間	信用保証料率
普通保証 通常の事業資金をお求めの方に…		個人・法人 2億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円) 組合 4億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	年0.45%～年1.90% (責任共有保証料率を記載しています)
極度保証 継続的に割引・手形貸付をお求め の方に…		個人・法人 2億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円) 組合 4億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円)	2年以内	手形貸付 年0.45%～年1.90% 割引 年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)
当座貸越（貸付専用型）根保証 当座貸越により反復・継続的な 資金をお求めの方に…		2億8,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間もしくは2年間	年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)
事業者カードローン当座貸越根保証 時間・場所に制約されず、 簡易な資金調達をお求めの方に…		2,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間もしくは2年間	年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)
中小企業特定社債保証 社債発行により資金調達手段の多様化を…		4億5,000万円 保証割合は80%	2年以上7年以内	年0.45%～年1.90%
流動資産担保融資保証 売掛債権又は棚卸資産を活用して資金調達を…		2億円 保証割合は80%	1年間 (個別保証の場合は1年以内)	年0.68%
事業承継サポート保証 円滑な事業承継のために…		2億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円)	15年以内	年0.95%
京都短期継続保証（京たん） 資金繰り安定・新たな事業拡張をご検討中の方に…		2,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年	年0.45%～年1.90%
提携保証	スーパータイムリー（対象者：法人） 京力サポート（対象者：個人） 迅速な保証をご検討中の方に…	8,000万円 (一般枠1億6,000万円（うち、 無担保保証8,000万円）の範囲内)	10年	年0.35%～年1.25%
	ネクスト プロパー貸付と同時に 資金調達を…	1億6,000万円 (一般枠1億6,000万円（うち、 無担保保証8,000万円）の範囲内） 但し、他提携保証の残高含	10年	年0.35%～年1.25%

※ 信用保証料率は、貸付金額に対する率です。

主な京都府・京都市協調融資制度（令和8年度）

（信用保証料率については、40ページを参照ください。）

制 度 名 (対象者)		融資期間	融資限度額		融資利率	
					金利優遇 制度	
一般資金 (中小企業・組合)		運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円		(取扱金融 機関が 定める 固定金利)	0.2% 引下げ
事業者選択型経営者保証 非提供促進保証制度			無担保 8,000万円	セーフティネット 保証認定を受けた 方は別枠利用可		
協調支援型保証制度			有担保 2億円 無担保 8,000万円			
小規模企業 おうえん資金 (小規模企業・小規模組合)		運転・設備 10年以内	ベース枠2,000万円 【小口零細企業保証】 (保証協会の全ての保証付 融資残高を含み2,000万円)	事業実績 6か月以上 1年未満 の方は 合計500万円	年1.2%	
			ステップアップ枠 2,000万円 (一般枠の無担保保証 8,000万円の範囲内)		年1.7%	年1.5%
			中東情勢対応枠 2,000万円 (一般枠の無担保保証8,000万円の範囲内)		年1.2%	
あんしん 借換資金	緊急枠 (売上減少等の中小企業者・組合)	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円		年1.8%	
	モニタリング強化枠					
	セーフティネット枠 (セーフティネット保証の 中小企業者・組合)	運転・設備 10年以内	【経営安定特別保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円	無担保無保証人2,000万円 (小規模企業者等) (別枠の全ての保証付融資残高を 含み2,000万円)	年1.2% 借換の場合 年1.8%	
	危機関連枠	運転・設備 10年以内	【危機関連保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円		年1.1% 借換の場合 年1.7%	
中小企業下支え資金 (認定経営革新等支援機関の支援 を得て、企業サポート委員会の検 討に基づき経営改善計画を作成又 は決定した中小企業者・組合)		運転・設備 10年以内 (ただし、特に必要 と認められた場合 は15年以内)	有担保 2億円 無担保 8,000万円	セーフティネット 保証又は事業再生 計画実施関連保証 の要件を満たす方 は、別枠利用可	金融機関の 所定利率	
			【事業再生計画実施関連(経営改善・再生支援強化型)】 有担保 2億円 無担保 8,000万円			
中小企業再生支援資金 (再生に強い意志を持ち、取扱金 融機関又は京都府中小企業活性化 協議会の支援を得て再生計画を作 成した中小企業者・組合等)		<長期資金> 10年以内 (ただし、特に必要 と認められた場合 は20年以内)	2億円	セーフティネット 保証認定を受けた 方は別枠利用可	金融機関の 所定利率	
		<短期フォロー アップ資金> 1年以内	無担保 8,000万円			

制 度 名 (対象者)	融資期間	融資限度額		融資利率
				金利優遇 制度
災害対策緊急資金 (自然災害等により被害を受けた 中小企業者・組合)	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	セーフティネット 保証及び激甚災害 保証を利用する場 合は別枠利用可	年0.9%
創業支援資金	運転・設備 10年以内	創業型	【創業関連特別保証】 3,500万円 取扱金融機関独自融資との協調要 件(④)の場合は、独自融資での借 入額の範囲内	年1.2% (創業型・無保証 人型ともに、④は 取扱金融機関が定 める固定金利)
		無保証人型		
		多事業 業化転 型換・	2,000万円 (ただし、保証協会の保証利用可能額 (一般枠)の範囲内)	
事業承継 支援資金	運転・設備 15年以内 借換資金 20年以内	2億8,000万円		金融機関の 所定金利
	運転・設備 10年以内	無保証人型	【事業承継特別保証】 2億8,000万円	年1.2%
		借換型 無保証人	【経営承継借換関連】 2億8,000万円	年1.2%
脱炭素経営促進資金	設備 15年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円		年1.4%以内

当協会は、府内中小企業金融の円滑化という社会的使命を担う公共性の強い機関であり、決定や行動において各種法令を遵守しているか、また、社会規範に照らし正しいものであるかを常に検証し、コンプライアンスを基本としたより健全で透明性の高い業務運営が求められています。当協会では、引き続きコンプライアンス態勢の推進に取り組み、中小企業者をはじめとする関係機関の皆様から揺るぎない信用と信頼を得られるよう努めます。

コンプライアンスの基本方針

● 公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、中小企業の金融の円滑化に努め、地域社会の発展に貢献していくため、公正かつ公明で誰からも信頼され、くもりのない健全な業務運営を通じて「揺るぎない信頼」の確立に努めます。

● 質の高い信用保証サービス

経営の合理化・効率化に努め、中小企業者や社会のニーズに対応した、質の高い信用保証サービスを提供すべく、更なる高度な専門的知識の習得と俊敏な行動等による役職員全員のたゆまぬ努力と創意工夫を活かして、地域経済の発展に貢献します。

● 法令やルールの厳格な遵守

協会職員として業務上守るべき法令及び諸規程等（信用保証協会法、施行令、施行規則、定款、業務方法書、内部諸規程、各関係機関との諸契約等）を遵守します。また、職場の内外を問わず品位ある行動に努め、一般人として守るべき法令（民法、刑法、労働基準法、男女雇用機会均等法、交通法規等）及び社会的規範を遵守します。

● 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力からの不当な介入・要求には毅然たる態度で臨み、不当な要求は断固拒否します。反社会的勢力の介入（不当要求行為）に対しては、担当者又は現場だけの判断とせず、組織全体で一致団結し、取り組みます。

● 地域社会に対する貢献

地域社会からの信頼を得、地域での存在感を高めるため、地域とのコミュニケーションを深め、信用保証協会の役割、経営等について理解を求めています。また、「信用保証」を通じ、地域に密着した事業活動を展開し、各地方・地域の産業・経済の安定化・活性化及び発展に貢献し、地域社会から必要不可欠な機関として受け入れられるよう努めます。

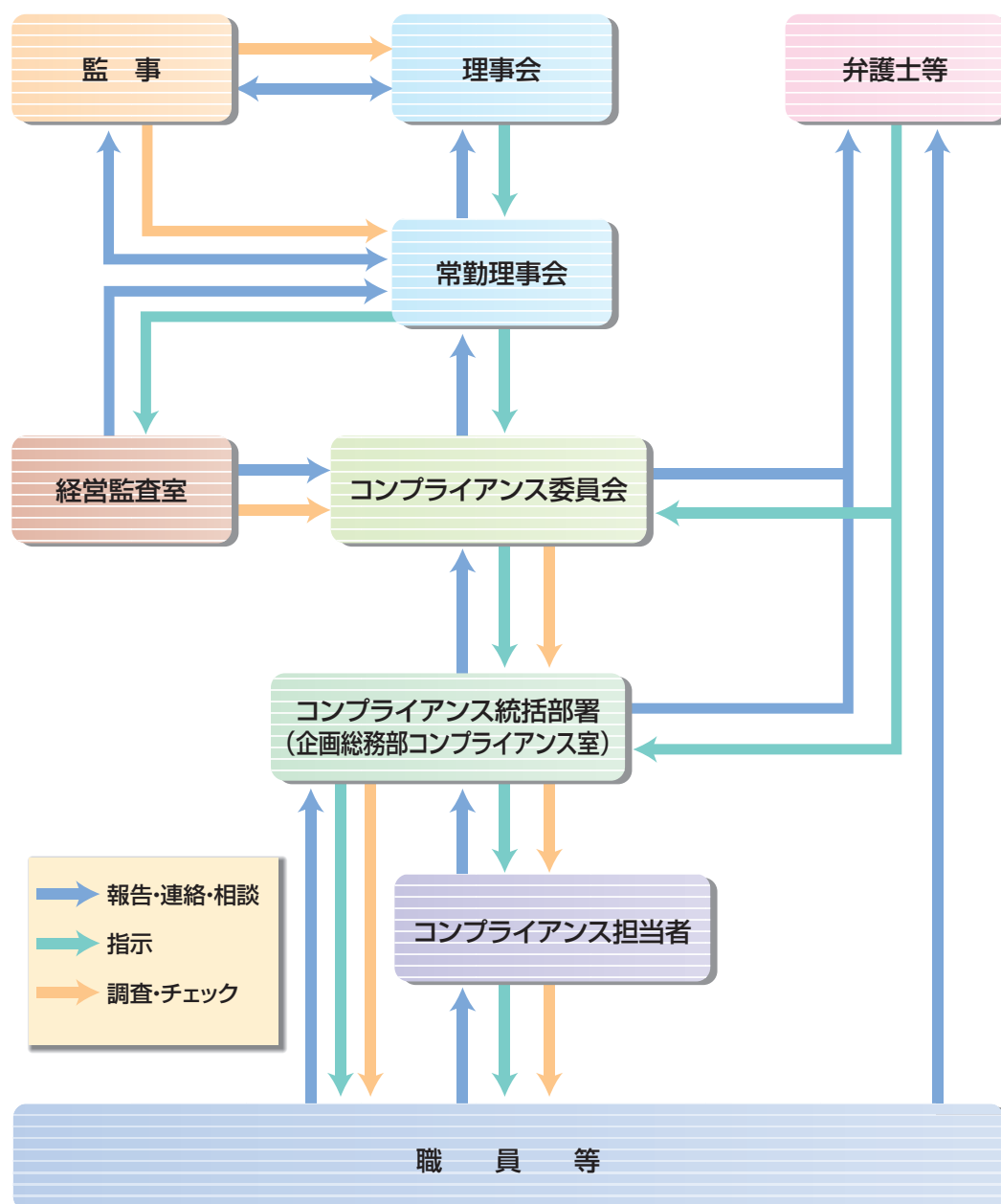
コンプライアンスの取組み

コンプライアンス態勢推進の取組みとして、全役職員にコンプライアンス関連の規程やマニュアルを周知し、一人ひとりが法令等の遵守を常に心がける協会風土とするべく研修・啓発活動を実施しています。

令和7年度においても、外部講師による全体研修のほか、各職場における定例の勉強会の実施などの取組みを行いました。

これからもコンプライアンス態勢の徹底を図っていきます。

コンプライアンス組織体制図



個人情報保護宣言

当協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めて参ります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

お客様の個人データ（当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。）について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行なわれるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) ご請求の方法は、当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（または郵送）ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知に係る料金につきましては、別に定めるところによるものといたします。

7 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (2) 上記6. 7. の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の求めに応じる手続に関する事項」をご覧ください。

8 質問・苦情

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

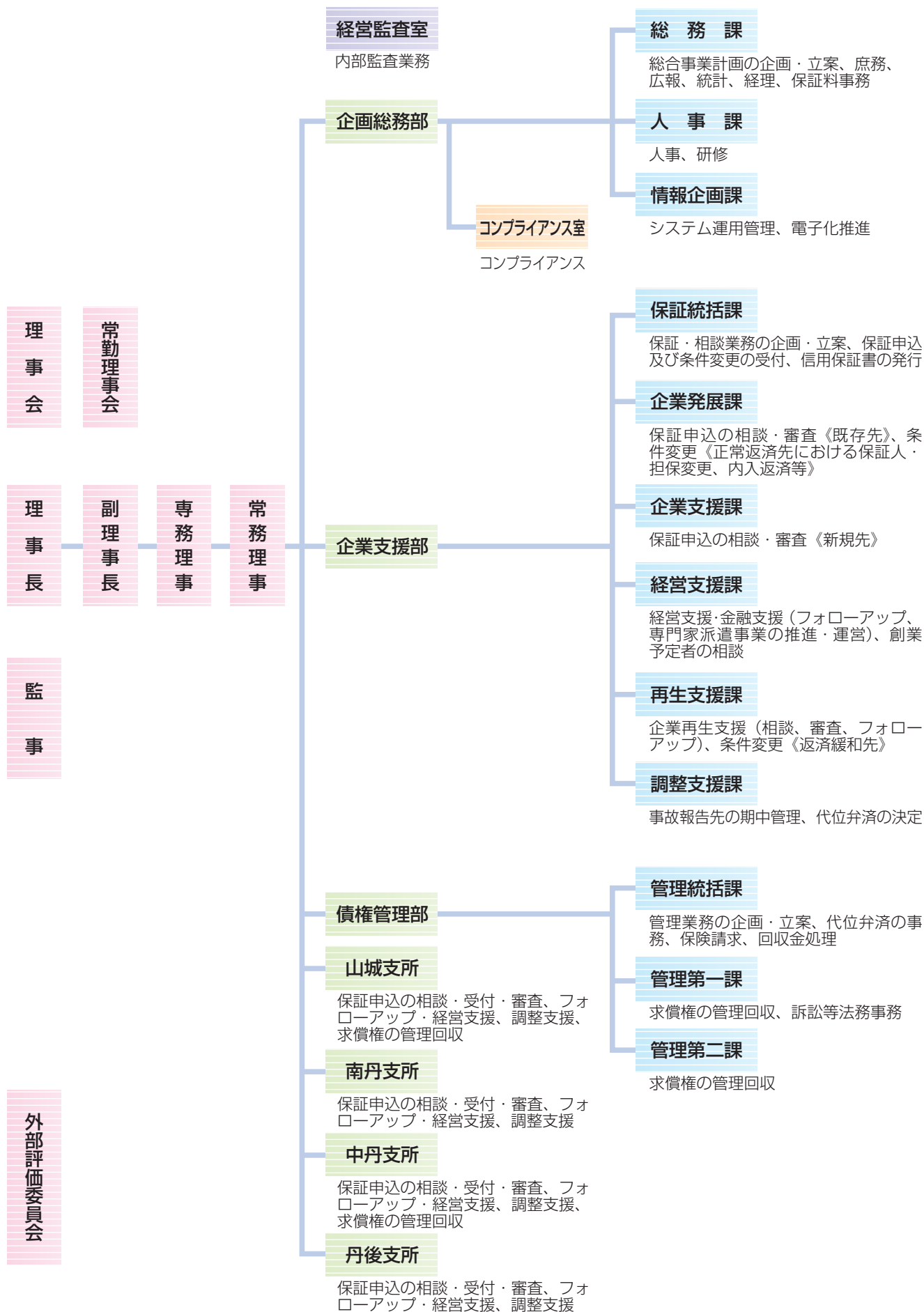
住 所	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター5階		
	《手続に関する質問窓口》	《相談・苦情窓口》	
部 署 名	京都信用保証協会企画総務部	企業支援部	債権管理部
電 話 番 号	075(354)1021	075(354)1011	075(354)1031
ホームページ	https://kyosinpo.or.jp/		

❖ 役員構成

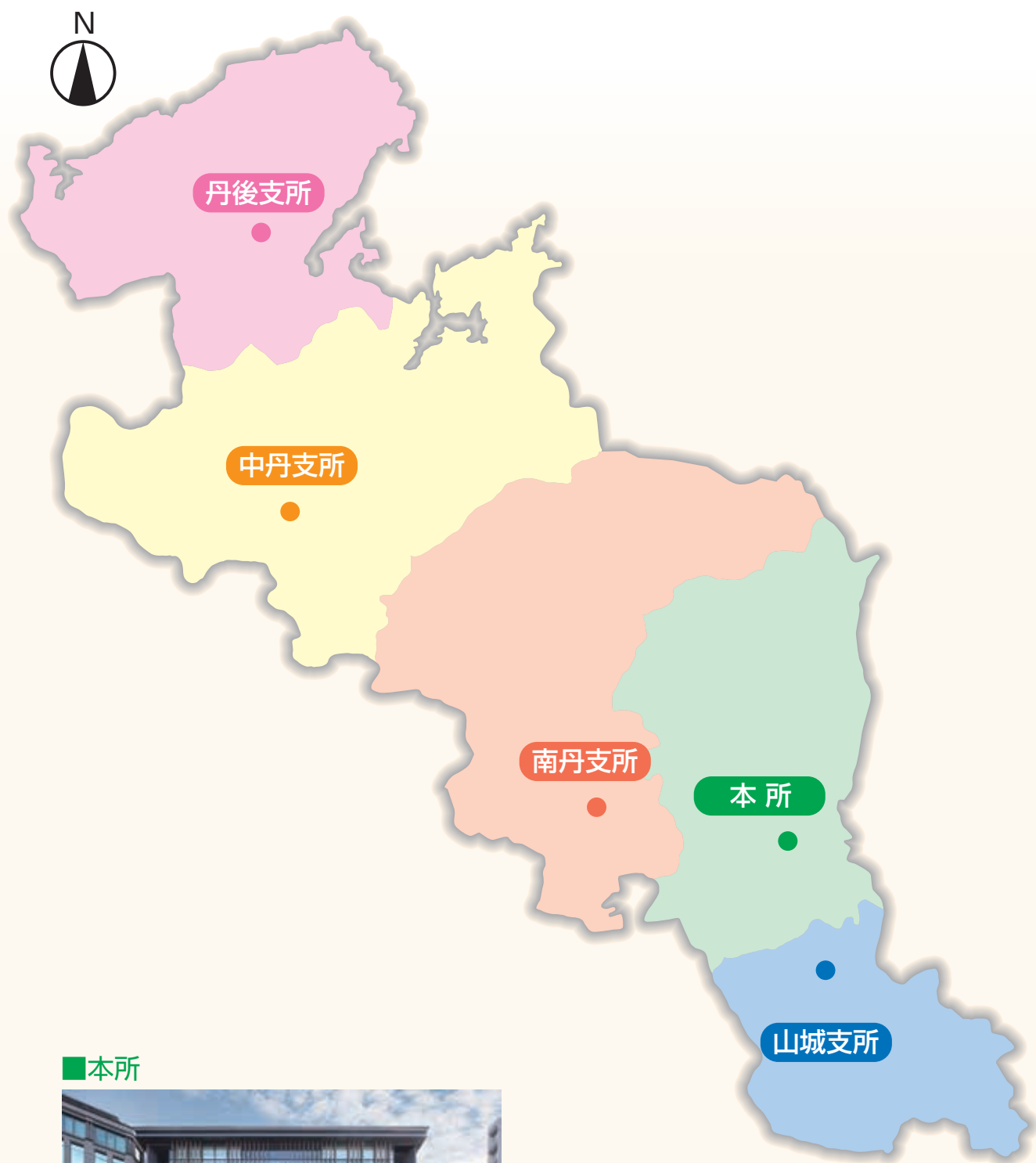
(令和8年7月21日現在)

理 事 長	はし 橋	もと 本	こう 幸	ぞう 三		
副理事長	べっ 別	ぶ 府	まさ 正	ひろ 広		
専務理事	かわ 川	ぐち 口	ひで 英	ゆき 之		
常務理事	いし 石	だ 田	かず 一	みち 路		
理 事 (非常勤)	おか 岡	もと 本	こう 孝	き 樹	京都府企画理事兼商工労働観光部長	
理 事 (非常勤)	なか 中	しま 島	たけ 武	ふみ 文	京都府議会農商工労働常任委員長	
理 事 (非常勤)	くさ 草	き 木		だい 大	京都市産業観光局長	
理 事 (非常勤)	いの 井	うえ 上	よし 与	ひろ 裕	京都市会産業交通水道委員長	
理 事 (非常勤)	なか 中	やま 山		やすし 泰	京都府市長会監事	
理 事 (非常勤)	よし 吉	もと 本	ひで 秀	き 樹	京都府町村会長	
理 事 (非常勤)	やす 安	い 井	みき 幹	や 也	京都銀行頭取	
理 事 (非常勤)	さかき 榊	だ 田	たか 隆	ゆき 之	京都信用金庫理事長	
理 事 (非常勤)	うえ 植	むら 村	ゆき 幸	ひろ 弘	京都中央信用金庫理事長	
理 事 (非常勤)	ふじ 藤	わら 原	けん 健	じ 司	京都北都信用金庫理事長	
理 事 (非常勤)	しら 白	いし 石	きよ 清	かず 和	商工組合中央金庫京都支店長	
理 事 (非常勤)	あん 安	どう 藤	もと 源	ゆき 行	京都府中小企業団体中央会会長	
理 事 (非常勤)	おき 沖	た 田	やす 康	ひこ 彦	京都府商工会連合会会長	
理 事 (非常勤)	なか 中	の 野	ゆう 雄	すけ 介	京都商工会議所 中小企業委員会委員長	
監 事	たま 玉	の 野	まさ 正	し 志		
監 事 (非常勤)	こう 光	だ 田	しゅう 周	じ 史	公認会計士	
監 事 (非常勤)	くさ 日	か 下	べ 部	かず 和	ひろ 弘	弁護士

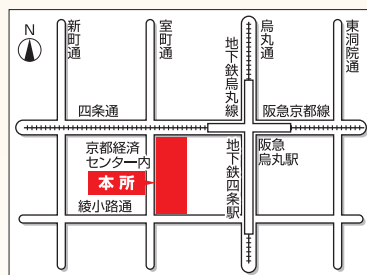
❖ 組織機構図



❖ 本所・支所のご案内



■ 本所



〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター5階
TEL 075-354-1011 FAX 075-354-1061

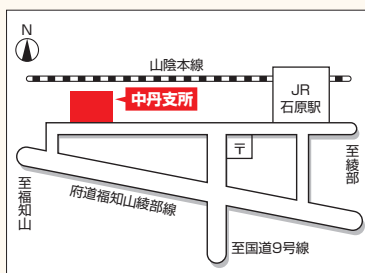
■ 業務区域／京都市、向日市、長岡京市、乙訓郡

■丹後支所 業務区域／宮津市、京丹後市、与謝郡



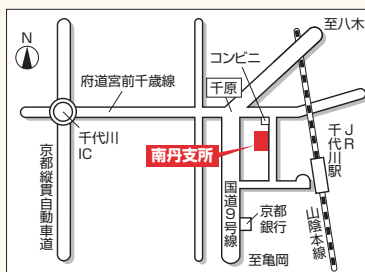
〒629-2503
京丹後市大宮町周枳小字古屋敷
1925番地1
TEL 0772-68-0601
FAX 0772-68-0613

■中丹支所 業務区域／福知山市、綾部市、舞鶴市



〒620-0804
福知山市石原2丁目24番地
TEL 0773-27-6156
FAX 0773-27-6158

■南丹支所 業務区域／亀岡市、南丹市、船井郡



〒621-0052
亀岡市千代川町千原2丁目6番11号
TEL 0771-22-1041
FAX 0771-22-6737

■山城支所 業務区域／宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡、綴喜郡、久世郡



〒611-0033
宇治市大久保町上ノ山37番地の3
TEL 0774-43-8822
FAX 0774-43-8899

中小企業者の方々からの金融相談だけでなく、経営上の相談にも“じっくり”対応できる体制を整えています。本所又は最寄りの各支所まで、お気軽にご相談ください。



京都信用保証協会

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF KYOTO

<https://kyosinpo.or.jp/>

